

【足立区情報公開・個人情報保護審議会】会議概要

会 議 名	第十三期・第1回足立区情報公開・個人情報保護審議会		
事 務 局	政策経営部区政情報課		
開催年月日	令和4年7月28日(木)		
開催時間	午前9時29分～午後0時24分		
開催場所	中央館8階特別会議室		
出席者	川合 敏樹 委員	粉川 一郎 委員	松井 加奈絵 委員
	面川 典子 委員	水町 雅子 委員	ぬかが和子 委員
	いいくら昭二 委員	にたない和 委員	宮崎 十三 委員
	野辺 陽子 委員	那須 康一 委員	上 茂之 委員
	鈴木 由美 委員	堀 成美 委員	
欠席者	石毛かずあき 委員	安江 文博 委員	
会議次第	別紙のとおり		
資料	<p>○確認事項</p> <p>1 第十二期・第15回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録(案)</p> <p>○諮問事項</p> <p>1 [諮問第462号] 3歳児健康診査で新たに導入する視覚屈折検査結果の保健衛生システム入力について</p> <p>2 [諮問第463号] 足立区外へ向けたシティプロモーション支援業務委託</p> <p>3 [諮問第464号] あだちワンダフルCMグランプリ事業におけるWeb会議システム受講方式の導入について</p> <p>4 [諮問第465号] 足立区LINE公式アカウント運用支援委託</p> <p>5 [諮問第466号] 録画データ流通サービスを活用した道路危険箇所発見の実証実験について</p> <p>6 [諮問第467号] 区立小・中学校と保護者とのコミュニケーション</p>		

	<p>ンアプリの導入について</p> <p>7 〔諮問第468号〕子ども医療費助成事業の高校生等への拡大について</p> <p>8 〔諮問第469号〕「個人情報保護制度の運用の手引き」の解釈の追加について</p> <p>○報告事項</p> <p>1 納付案内センター業務におけるSMS送信に関する周知について</p> <p>2 令和3年度の運用状況について</p> <p>3 特定個人情報保護評価書について</p> <p>4 足立区情報公開・個人情報保護審議会小委員会による最終報告</p> <p>○継続審議事項</p> <p>1 〔諮問第432号〕改正個人情報保護法施行に伴う区条例等の整備</p>
<p>そ の 他</p>	

(審議経過)

(1) 開 会

○山根区政情報課長 皆さん、おはようございます。本日は、お忙しい中、足立区情報公開・個人情報審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、審議に入るまで進行を務めさせていただきます区政情報課長の山根でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(2) 委嘱状交付

○山根区政情報課長 定刻よりも若干早いかもかもしれませんが、皆さんおそろいですので、第十三期の情報公開・個人情報審議会の委員の委嘱状の交付をまずさせていただきたいと思っております。

当審議会は区長の附属機関として位置づけられておりまして、本日は近藤区長が所用につき、長谷川副区長により委員の皆様お一人お一人に委嘱状をお渡ししたいと思っております。私からお名前をお呼びいたしますので、大変恐縮ではございますが、自席でご起立をよろしくお願いいたしますと思っております。

[委嘱状交付]

(3) 副区長挨拶

○山根区政情報課長 それでは、審議会の開催に先立ちまして、長谷川副区長から一言ご挨拶を申し上げます。

○長谷川副区長 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいま、第十三期の足立区情報公開・個人情報保護審議会の委員の委嘱をさせていただきました。実は私もこの審議会の事務局を数年させていただきまして、本当に皆様、体感的に分かるのですけれども、それぞれ専門的な立場、それから区民の立場から区政の重要な個人情報を扱う業務について慎重に

ご審議いただきまして、本当にありがとうございます。

十三期ということで、2年間でということで、あれっ、26年だったかなと思って今事務局のほうに聞いたら、この審議会は26年ではなくて、条例改正する前にもまだありましたので、この審議会につきましては、足立区の様々な審議会がありますけれども、非常に私どもは重い審議会というか、重要な審議をしていただく審議会ということで、本当に重要に考えております。

また、私が事務局のときからなかなか所管の説明がうまくいかなくて委員の皆様から大変おしかりを頂くということがありましたので、実は現在は事務局も含めて所管とりハースルということで事前に準備をしまして、こういう質問が出たらどう答えるんだということで、そこまで準備をさせていただいております。この間、この審議会につきましては、個人情報を扱う案件について本当に慎重なご審議、ありがとうございます。

また、この後報告がありますけれども、国の個人情報保護法の改正に伴って、この審議会、存続はしますけれども、形が少し変わるといって、ただ、個人情報保護をしていくという視点は私ども変わらないということで引き続き運用させていただきたいと思っておりますので、これまで同様に様々な視点からの貴重なご意見を頂ければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○山根区政情報課長 長谷川副区長、ありがとうございました。

副区長は次の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

[副区長退席]

(4) 事務局職員紹介

○山根区政情報課長 審議会に入ります前

に、事務局職員を紹介させていただきます。

本審議会は、情報システム課と区政情報課の両課が事務局を務めております。

初めに、本審議会の幹事、政策経営部長の勝田でございます。

[以下事務局職員紹介]

(5) 委員紹介

○山根区政情報課長 次に、審議会委員のご紹介になります。

最初に、学識経験者の皆様からご紹介させていただきます。

國學院大学法学部教授の川合委員でございます。

武蔵大学社会学部教授の粉川委員でございます。

東京電機大学システムデザイン工学部准教授の松井委員でございます。

弁護士の面川委員でございます。

同じく弁護士の水町委員でございます。

次に、区議会から選任されました委員をご紹介させていただきます。

ぬかが委員でございます。

いいくら委員でございます。

にたない委員でございます。

石毛委員は本日ご欠席ですので、次回の審議会のとくに改めてご紹介させていただきますと思います。

次に、区内各団体の代表者として推薦いただきました委員をご紹介させていただきます。

足立区町会・自治会連合会副会長の宮崎委員でございます。

足立区民生・児童委員協議会会長職務代理の野辺委員でございます。

足立区立中学校PTA連合会会長の那須委員でございます。

一般社団法人西新井法人会会長の安江委員も委員ということでございますが、本日はご欠席ですので、次回の審議会のとくに改めてご紹介させていただきます。

最後に、公募による区民委員の皆様方をご紹介させていただきます。

上委員でございます。

鈴木委員でございます。

堀委員でございます。

以上で委員のご紹介を終わらせていただきますと思います。

今期は、本日は欠席されている委員の方が2名いらっしゃいますが、16名の委員でご審議いただくこととなります。任期は令和6年6月までの2年間ということになりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(6) 配付資料・定足数等の確認

○山根区政情報課長 続きまして、審議会資料のご確認をさせていただきます。

本日の資料は、審議会の式次第、区長からの諮問文、あと、事前に郵送させていただきました第十三期・第1回の情報公開・個人情報審議会の資料が2冊という形で分冊させていただいております。それから、席上配付させていただきました審議会資料、追加の資料ということになります。それと、審議会資料の182ページになりますけれども、こちらの差替え版ということで1枚つけさせていただきます。それから、委員名簿と今回の会議の席次、次回審議会の事前開催通知というふうにご用意させていただいております。資料について不足の資料とかがございましたら、事務局のほうに言っていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、定足数の確認をさせていただきます。

審議会が成立するためには、審議会条例第5条第1項の規定により委員の過半数の出

席ということになります。本日は14名の方の出席を頂いておりますので過半数を超えておりますので、本審議会は成立ということで進めさせていただきたいと存じます。

(7) 会長及び副会長選任

○山根区政情報課長 続きまして、今回は第1回目の会議となりますので、改めて審議会の会長の選出をしていただくという形で進めさせていただきます。

条例第4条第1項の規定によりますと、皆様の互選によって会長を選出していただくということになっておりますが、いかがいたしましょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山根区政情報課長 ありがとうございます。今、異議がないということでございますので、事務局一任ということでよろしく願いしたいと思っております。

事務局としては、大変僭越ではございますけれども、十二期の会で会長を務めていただきました川合委員に会長職をお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○山根区政情報課長 ありがとうございます。異議なしということですので、川合委員を選出させていただく形にさせていただきます。川合委員には会長という形で今後議事を進めていただければと存じます。

それでは、川合会長からご挨拶を頂ければと存じます。

○川合会長 前期に引き続き会長職を拝命いたしました川合でございます。滞りなく審議を進められればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山根区政情報課長 川合会長、ありがとうございました。

次に、副会長の選出をお願いしたいと思

います。ここは川合会長に進行をお願いしたいと思っております。

○川合会長 では、足立区情報公開・個人情報保護審議会条例第4条第1項の規定により、副会長は委員の互選により選出することとなっております。この点いかがでしょうか。

[「会長一任」「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川合会長 ありがとうございます。ただいま、「会長一任」、また「異議なし」というお声を頂きました。特にその他ご意見がございませんようでしたら、川合の判断によりまして、前期から引き続き副会長を粉川委員をお願いしておりますので、今期も粉川委員に副会長をお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川合会長 ありがとうございます。「異議なし」というお声を頂きましたので、副会長は粉川委員に決定させていただきたく思います。

では、粉川副会長からもご挨拶を頂戴したいと思っております。

○粉川副会長 着座のまま失礼いたします。副会長を拝命いたしました粉川でございます。

川合先生に比べまして私は学識、識見ともに大変劣る人間ではございますけれども、川合先生はきっとお元気で活躍いただけていると思いますので、何かがありました際には私のほうでお手伝いをさせていただきますが、その際はご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○山根区政情報課長 ありがとうございます。

それでは、第十三期・第1回の足立区情報公開・個人情報審議会を開会いたします。

本日の審議項目は、お手元の次第のとおり、

確認事項が1件、諮問事項が9件、報告事項が4件でございます。なお、確認事項の内容は、前回分の審議会要録でございます。

また、審議を行う上でのお願いが1点ございます。今回この会場が初めての方もいらっしゃると思いますので、ご案内させていただきます。お手元にありますマイクのスイッチでございますけれども、こちらを入れてから発言をしていただければと存じます。発言が終わりましたらマイクのスイッチを切ってくださいますと緑色のボタンが消えますので、そのような形の操作でご発言をお願いいたします。もし仮にマイクが入っていないときには事務局側からもスイッチを入れてくださいとお願いすることがありますので、よろしくをお願いいたします。

以後の議事進行につきましては川合会長にお願いしたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

○川合会長 では、ただいまから足立区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

まず、本審議会の審議ですが、基本的にこれを公開により行うとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川合会長 ありがとうございます。異議がないということでございますので、そのように進めさせていただきます。

続きまして、先ほど事務局からご説明もありましたとおり、本日は、確認事項が1件、諮問事項が9件、報告事項が4件となっております。皆様ご多忙かと思っておりますので、何とか12時までには閉会という予定で進めていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(8) 確認事項

第十二期・第15回足立区情報公開・個人情報

報保護審議会要録(案)の確認

○川合会長 まず初めに、第十二期・第15回の情報公開・個人情報保護審議会要録の確認を行いたいと思います。

この要録は審議会要録(案)という表題で、事前に郵送させていただきました資料の1ページから21ページにつづってございます。ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

○ぬかが委員 先ほども気になっていたのですが、この議事録で見ても同じなのですが、大変恐縮ですが、事務局、区政情報課長が審議会名を「情報公開・個人情報審議会」というふうに先ほども繰り返しておっしゃっていて、議事録でもそうなっているのですが、審議会名が情報公開・個人情報「保護」が抜けていて、さっきから気になっていたんですね。可能であればそれは確認の下で訂正していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。今回もこの議事録で最初のページのところがそうなっているのです。○川合会長 ありがとうございます。ただいま、ぬかが委員から頂戴いたしましたご意見がありますので、そちらはこちらでも確認の上、訂正させていただきたいと思っております。

その他ご意見等ございませんでしょうか。

では、その他ご意見ないということですので、ただいまの点を踏まえまして、こちらの要録を第十二期・第15回情報公開・個人情報保護審議会要録とすることにご異議ございませんでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○川合会長 ありがとうございます。異議ないということですので、そのように決定したく思います。

(9) 審議事項

[諮問第462号]3歳児健康診査で新たに

導入する視覚屈折検査結果の保健衛生システム入力について

<審議会意見>

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

○川合会長 では、諮問事項に移っていきたいと思います。

まず最初の諮問事項になります。資料の22ページになります。諮問第462号「3歳児健康診査で新たに導入する視覚屈折検査結果の保健衛生システム入力について」でございます。

それでは、所管課からご説明をお願いいたします。

○三品保健予防課長 保健予防課長の三品でございます。よろしく申し上げます。

それから、保健予防係長の岡でございます。

○岡保健予防係長 岡です。よろしく申し上げます。

○三品保健予防課長 係員の佐野でございます。

○佐野保健予防係 佐野です。よろしく申し上げます。

○三品保健予防課長 それでは、座って説明させていただきます。

資料の22ページ目をご覧ください。案件名は、3歳児の定期健診というのをやっているのですが、その中に視覚検査をするための機器を導入して、その結果をシステムに入力するというのが今回の諮問の内容でございます。

事業の概要ですが、3歳児健診のときに今も目の検査というのをしています。保護者の方にお子さんの様子を伺ったりとか、それから、絵指標というのですが、車の絵とか飛行機の絵とかをお見せして、分かるかどうかという判断をしています。ただ、それだけだとやはり不十分だということで

国からも通知が出ていましたので、10月からなのですけれども、カメラ型の機械を導入しまして、それをのぞき込んでいただいて判定をする、そういうものを入れます。その場合、システムに新しく登録するのですが、それが個人情報保護条例の21条の2に該当しましたので、今回諮問させていただくということでございます。

具体的に何かというのが、24ページ目をご覧ください。これは9月まで、今行っているのですが、保護者の方と3歳の方は保健センターなどに行っていて、その場で検査を受けていただく。もし目に異常があるという判断がされた場合は医療機関を案内して、眼科で精密検査を受けてもらうということにしていました。アンケートの内容とか絵指標の項目は保健センターで登録をするという方法を取ってございました。

10月以降どうなるかというのが25ページ目でございます。ここに保健予防課が追加になっているのですが、保健センターで検査した内容を保健予防課に送ってもらって、詳細を入力する。あと、医療機関で受診した場合もその結果を保健予防課に送っていただいて入力をするという内容になります。

個人情報がどういうふうになるかというのが、27ページ目をご覧ください。左側が現在のもので、右側がこれからのものです。見ていただくと分かると思いますが、左側は、現在は、目に異常があるかどうか、既に医療行為を受けているかどうか、非常に大まかな入力しかできない内容になってございます。今度機械を導入いたしますので、右側になりますけれども、例えば保護者からのアンケートもそうですし、視力検査とか屈折検査とか眼位の異常とか細かい項目が分かるようになりましたので、この

内容を登録いたします。視力検査のところに「4/4」と書いてありますけれども、これは4種類の絵を見せて、どこまで分かるかという内容です。全部見られると「4/4」になります。

それから29ページ目、こちらは眼科で検査を受けた内容でございます。こちらも、左側に書いてありますように、現在は総合判定としては「異常なし」とか「要経過観察」とかと大まかな項目しか入れられないのですが、今度は精密検査した内容について細かく入力できますので、異常があるのは屈折異常なのか弱視なのか斜視なのかと細かく入力ができるようになるということでございます。

23ページ目にお戻りいただいて、右の上を見てください。電子計算組織に記録を必要とする理由ですけれども、健診結果をシステムに入力することによって、保健予防課と出先である保健センターとの間で情報を共有化することができるようになります。それから、この検査を導入したことによってどのような効果があるかという話にもなりますので、統計作業とか分析などが簡単にできるようになるというメリットがございます。

右下ですけれども、セキュリティの対策でございます。保健衛生システムは現在使っているものをそのまま追加になるのですけれども、外部ネットワークとの接続はしてなくて、オリジナルのシステムになってございます。それから、この端末でシステムを使うためには二要素認証といたしまして、職員カードとパスワードがないと中には入れない構造になってございます。3番目ですけれども、入力の作業は保健予防課の職員のみが行いますので、特に外部委託するとか外部に持ち出すということはございません。という安全対策を取って行う予定でございます。

私からの説明は以上になります。よろしくお願ひします。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か質問等ございましたらお願いいたします。

○堀委員 2点あります。

1つは、今後細かい情報がどんどん増えてきたときに、全部入力して把握するのかなと思いました。細かく分かったことをどこまで保健センターや保健所が把握する必要があるのか、次のアクションにどこまで細かく生かされるのかという、行政業務にとってのメリットの話。

もう一つは、これをデータとして持ってしまうことで管理の問題も生じるわけですが、区にとってどんどん細かい情報が入っていくことのメリットは何かあるのでしょうか。

疫学データ上、分析といったことは、私は重要だと思っています。しかし、逆にこれは閉ざされており、区の中だけというデータですので、例えば他の地域との比較や年度比較で大きいデータと比較するなら意味がありますが、独自で持つことのメリットのもう少し説明があればお願いします。

○三品保健予防課長 保健予防課でございます。項目については確かに統計とかのメリットがあるというご説明をさせていただきましたけれども、今まで大きな項目しかなかったもので、具体的に、では目の異常が何かということさえまだ分からない状態でございますので、そういったメリットがございます。あと、管理が難しくなるということも確かにおっしゃるとおりですけれども、もともとある保健衛生システムで庁内でしか使っていないものをそのまま使って、その一部として機能いたしますので、安全対策については今までと変わらないということでございます。

○堀委員 ありがとうございます。

○川合会長 その他の点いかがでしょうか。

その他特にご意見ないということでしたら、本件については了承するという事であればよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○川合会長 ありがとうございます。特にご異議ないということですので、了承することとしたいと思います。

ありがとうございました。

[諮問第463号] 足立区外へ向けたシティプロモーション支援業務委託

<審議会意見>

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

なお、実施にあたっては、以下の意見に留意されたい。

Web会議システム利用時の保護措置の記載について、クラウドサーバーは国内のものを選択すると記載されているが、利用を予定しているZOOMのクラウドサーバーは米国の指定を排除できない仕様となっている可能性があるため、確認のうえ適宜記載内容を正しく変更し運用されたい。

○川合会長 では、次の諮問事項に移りたいと思います。資料の33ページになります。諮問第463号「足立区外へ向けたシティプロモーション支援業務委託」についてでございます。

では、所管課からご説明をお願いいたします。

○栗木シティプロモーション課長 シティプロモーション課長の栗木と申します。よろしくをお願いいたします。

同席させていただきますシティプロモーション係長の徳井でございます。

○徳井シティプロモーション係長 よろしくをお願いいたします。

○栗木シティプロモーション課長 では、座って説明させていただきます。

足立区では、平成22年度に23区で初めてまちのイメージアップを図る専管組織であるシティプロモーション課を立ち上げました。そのミッションとしては「足立区を自慢できる、誇れるまちへと進化させる」ということで、まずは区内と区民の皆様をメインのターゲットにした、区民の皆様にまちの誇りを高める、そういう気持ちを持っていただくということでシティプロモーションを進めてまいりました。

近年では、全庁を挙げまして、足立区のマイナスイメージの要因となっております治安対策をはじめとするボトルネック的課題の取組の成果がまず現れ始めたこと、あと大学誘致ですとか区内の7か所で進むエリアデザインなどプラスイメージの創出ということも図ってまいりまして、シティプロモーション課発足当時、区民のまちを誇りに思う割合は3割しかなかったのですが、それが今では約5割まで上がってきたという現状でございます。

その一方で、区外から持たれている足立区のマイナスイメージというのはいまだ払拭できていない状況でございます。ここからさらに足立区を自慢できる、誇れるまちへと進化させるには、次のステージとして、区外からの評価を高めるシティプロモーションに取り組む必要があると考えております。

今年度、区外に向けたシティプロモーションを本格的に実施するに当たりまして、メディアですとか広告業界に精通する、プロポーザルで選定された事業者の力を借りながら広報・メディア戦略の構築を図る取組を今しております。このプロポーザルで選定された事業者の提案の中で、区の強みですとか魅力を戦略に生かすために、区内のステーク

ホルダーの皆様にはヒアリング及びワークショップを実施したいというご提案を頂いておりまして、その内容につきまして、今回、個人情報保護審議会に諮問させていただきたいと思っております。

諮問概要につきましては、お手元の資料の33ページの右側をご覧くださいと思います。

1ページおめくりいただきまして、当業務の受託事業者になりますが、株式会社電通PRコンサルティングという事業者になります。こちらはISO27001を取得している企業でございます。

個人情報に係る業務といたしましては、業務委託内容及び条件の中の3番、区民、区職員へのヒアリング、続きまして4番、区民、企業、区職員を交えたワークショップの開催でございます。基本的には対面での実施を予定しておりますが、それがかなわない場合は、なりすまし等に配慮しながら、Web会議システムのZoomを使ったものを利用したいと考えております。

続きまして、扱う個人情報と外部の結合がございますので、資料の36ページ、37ページをご覧くださいと思います。記録する個人情報につきましては36ページ、氏名、電話番号など記載のとおり情報でございます。事業者への情報の受け渡しにつきましては、区の文書管理パソコンを使用いたします。Excel、PDFで一覧化して、そこにさらにパスワードをかけた上で、インターネット経由で受託者が用意するファイル転用システム「FilePort2」にアップロードして、受託者がそれをダウンロードするという形で実行したいと考えております。

本業務で得た個人情報につきましては、委託業務終了から1年間保存した後に削除いたします。

委託業務の概要ですとか、個人情報の收受から破棄までの流れ、Web会議開催のイメージなどは別紙に記載させていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、何か質問等ありましたらお願いいたします。

○粉川副会長 1点教えてください。34ページの右側下側の「個人情報の保護措置等」の一番下のところ、「8 Web会議システム利用時の保護措置」ということで、このWeb会議システムというのはZoomだというふうに理解してよろしいわけですね。

○栗木シティプロモーション課長 はい、そうです。

○粉川副会長 Zoomの使用するシステムのクラウドサーバーは国内のものを選択するとあるのですけれども、これはZoomの機能で国内サーバーを指定するというところでよろしいのでしょうか。

○栗木シティプロモーション課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○粉川副会長 これは、今は日本単独と指定できたんですけど。というか、すみません、ちょっと古い知識なのですけれども、前はアメリカが外せなかったというのがあったと思うのですけれども、今は日本だけができる、あるいはそういうプロアカウント等を使うとそういう対応ができるということよろしいのでしょうか。

○栗木シティプロモーション課長 すみません、その辺はお調べさせていただいてということでもよろしいのでしょうか。そのような認識ではおりますが、確認をさせていただきたいと思っております。

○粉川副会長 分かりました。私の知識が

アップデートされていないだけかもしれないのですが、過去は国内限定ができずに、アメリカは必ず選ばれるという状況があったように記憶しているので、ここを確認しておいていただいたほうがよろしいのかなと思います。私、アメリカが入っているから駄目だと言うつもりは全然ないのですが、記載が正確であるかどうかという意味で確認していただいたほうがいいのかと思いました。

以上です。

○栗木シティプロモーション課長 承知いたしました。ありがとうございます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他の点いかがでしょうか。

特にその他ご意見ないということでしたら、ただいま意見がありましたので、その点をご確認いただくということで、それを踏まえまして本件については了承するというところでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○川合会長 ありがとうございます。特にご異議ないということのようですので、了承することとしたいと思います。

ありがとうございました。

[諮問第464号] あだちワンダフルCMグランプリ事業におけるWeb会議システム受講方式の導入について

<審議会意見>

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

なお、実施にあたっては、以下の意見に留意されたい。

Web会議システム利用時の保護措置の記載について、クラウドサーバーは国内のものを選択すると記載されているが、利用を予定しているZOOMのクラウドサーバーは

米国の指定を排除できない仕様となっている可能性があるため、確認のうえ適宜記載内容を正しく変更し運用されたい。

○川合会長 では、次の諮問事項に移りたいと思います。資料の44ページになります。諮問第464号「あだちワンダフルCMグランプリ事業におけるWeb会議システム受講方式の導入について」でございます。

それでは、所管課からご説明をお願いいたします。

○神保報道広報課長 おはようございます。報道広報課長の神保です。よろしくお願いたします。

諮問第464号になります。概要からご説明さしあげます。

私ども、「あだちワンダフルCMグランプリ」という事業をここも十数年やっております。区民の皆様から1分間の動画、CMを応募していただいて、それでグランプリを選ぶというコンテンツになります。

その事業の中で、応募率を上げるために、応募していただける方のワークショップを毎年開催していたのですが、コロナで対面での開催ができなくなった関係で、ここ2年、Webを使ったワークショップを開催しております。その中で、今区で使っているWebexという会議システムでやっているのですが、実はなかなか一般の方にはなじみがないということで、やっている最中に、操作が分からないとか、ここはどこを押せば参加できるんですかとか、そういった問合せが結構来て、講座が中断するところまではいっておりませんが、そういう運営上の支障が出ておりました。ですので、今回、一般になじみがあるZoomを使ったWebの開催にさせていただきたいということで、諮問させていただきます。

おめぐりいただきまして、45ページ目に

なります。受託事業者はエイベックス・エンタテインメント株式会社という会社とやっております。今年もその予定で今動いております。事業者が Zoom を使って主体的にこの講座を運営していただくということになります。ただし、お申込みですとか、そういったものは全て区のオンラインシステムを使うことにしております。私どもに申し込んでいただいて、私どもから個人情報がない形で Zoom を使ってもらえるようにエイベックスのほうに情報を渡す。渡すものに関しては、ニックネームですとか番号ですとか、そういった個人に当たらないものをお渡しする予定になっています。

逆に、懸念としては、参加者が自分で顔を表示してしまったり、自分の個人情報、名前を入れてしまったりすることがあるので、そういった場合には、主催者である私どもが主催者の権限で見つけたら、直ちにそれを非公開にするというような流れで検討しているところでございます。

個人情報の保護措置のところですが、サーバーに関しては国内のものを選択する、暗号化等の措置をいたします。オンライン講座に関しては、今お話ししたとおりで、基本的には ID ですとかパスワードは私どもから送付するということになっております。

最後、(4) ですが、オンラインの講座は録画するのですが、録画したものは後日区に提出していただいて、破棄の完了報告書をもって事業の終了とするということで考えてございます。

46、47 は資料になってございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何かご意見等ありましたらお願いいたします。

○粉川副会長 先ほどの Zoom の件、同じことを確認していただければ幸いです。

○神保報道広報課長 横で今漏れ聞こえております。サーバーの件だったと思うのですけれども、このエイベックス・エンタテインメント株式会社の担当者に確認したところ、国内サーバーを利用するというふうに聞いておりますので、今ちょっと聞こえてまいりましたので念のため確認しますけれども、そのように報告は受けております。

○粉川副会長 ありがとうございます。

○川合会長 その他の点いかがでしょうか。

○ぬかが委員 以前から Zoom の脆弱性といえますか、なりすましとか、パスワードをちゃんと付与するというものですから大丈夫だとは思いますが、結局、一番大きな媒体で、有名だからこそ狙われやすいというふうに言われているのが Zoom ですよね。もともと、それだけが理由ではないけれども、区としても Webex を採用していたという中で、その辺の配慮といえますか、その辺なんかはどうお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○神保報道広報課長 委員おっしゃるとおりで、当初私どもが Webex を選択した理由はそこにあって、当時は Zoom よりもセキュリティ面が優れているというものだったと思います。私どもの調べではすけれども、Zoom もあれから改善はされているというふうに聞いておまして、例えば暗号化の強化ですとか、セキュリティ保護の取組などは Zoom 社の中でもされているということです。とはいえ、今一括でお認めいただいているものではないので、今回改めてご審議をお願いしているという流れになっております。

○ぬかが委員 当然、ID とかパスワードは毎回変えていくということによろしいので

しょうか。ミーティングID、パスワード。

○神保報道広報課長 参加者のという。

○ぬかが委員 ええ。付与して、それで入るわけじゃないですか。

○神保報道広報課長 参加者のIDとかに関しては、ワンデーのワークショップなので、その日1日使ってしまったらそれで終わりということになります。

○ぬかが委員 ありがとうございます。

○川合会長 その他の点いかがでしょうか。

その他特にご意見等ないということでしたら、本件については了承するという事でよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○川合会長 ありがとうございます。特にご異議ないということですので、了承することとしたいと思います。

ありがとうございました。

[諮問第465号] 足立区LINE公式アカウント運用支援委託

<審議会意見>

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

○川合会長 では、引き続き次の諮問事項に移りたいと思います。資料の48ページになります。「足立区LINE公式アカウント運用支援委託」についてでございます。

引き続き所管課からご説明をお願いいたします。

○神保報道広報課長 引き続きましてよろしく願いいたします。

465号になります。足立区LINE公式アカウントの運用支援委託ということになります。

まず初めに、実は足立区は既にLINEの運用を始めておまして、2020年2月からLINEを使っております。今使っているの

は3万5,000人の登録があるのですけれども、区から一方的に情報をお伝えするプッシュ機能だけになります。LINEの中で自治体アカウントというのがありまして、無償で提供されるシステムを使っているということになります。

当初これを入れるときに、実は個人情報保護審議会でも一度審議していただいております。下のほうの参考に書いてあるのですが、例えば住所ですとか生まれ年ですとか性別ですとか、欲しい情報のジャンルを登録していただけるような仕組みが当初からあって、ご審議をいただいて、このご承認は頂いているところです。ですけれども、当時導入したときに、私どもでやっているAメールとLINEを連動できる事業者が見つからなくて、ご審議はいただいたのですが、プッシュ機能だけでスタートしたというのがこれまでの経緯になります。

当時ご審議いただいたときに、位置情報を使うときにはもう一度個人情報にかけてくださいというご意見を頂いております。今回がその案件ということになります。あれから2年たちましていろいろな事業者が出てきて、今、LINEを使った様々な機能が世の中にあります。

その中で、今回は例えば道路ですとか公園に何か不具合があったときに区民の方がその写真を撮って、ここに例えば不具合がありますよとか、例えばここに不法投棄されていますよというような写真付きの情報を上げていただくシステムを導入したいという諮問事項になります。

おめくりいただきまして、49ページ目になります。繰り返しになる部分もありますけれども、前回お認めいただいた部分以外のところといたしましては、上から2行目ほどに書いてありますけれども、道路・公園の不具

合とかを写真に撮って報告する機能とチャットボット機能の2つなのですけれども、総務省のガイドラインの中ではチャットボット機能は既に認められておりますので、どちらかという今回は、写真を送るという機能のご審議をいただきたいと思っております。

委託の条件といたしましては、もちろん暗号化ですとかファイアウォール、あとは事業者内のアクセス制限等あるのですけれども、既に総務省がガイドラインを出しております、LINEを使うときにはLINE社のサーバーではなくて、委託事業者が保有するサーバーにデータを格納するというのが総務省のガイドラインになっておまして、今回はそのガイドラインに沿った委託をさせていただきたいというふうに思っております。

なお、そのサーバーに関しては、下に書いてありますISMAPという、内閣サイバーセキュリティセンターというところがありまして、その辺りが運営している政府情報システムのためのセキュリティ評価制度というものがあるのですけれども、そういったものの認証を受けたサーバーを使うということを条件にしたいと思っております。

49 ページ目の一番最後ですけれども、もしこれでお認めいただければこれから業者の選定に入っていくのですが、選定に関しては、プロポーザル方式がいいのか、または機能を確認してこの事業者が一番いいとなれば随意契約になるのか、その辺りは未定ですけれども、まずは次の手続に進むために今回ご審議をいただきたいというふうに思っております。

50 ページ以降は繰り返しの部分があるので要点だけなのですけれども、50 ページの右下になります。セキュリティ・保護対策で

す。操作する職員というのが必ず出てきますので、そういったものに関しては、通常のシステムと同じようにIDとパスワードを付与する、異動があった場合にはIDとパスワードを再設定するという事でセキュリティは守ってまいりたいというふうに思っております。

51 ページ以降は繰り返しになりますので、省略させていただきます。

ご説明は以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何かご意見等ありましたらお願いいたします。

○ぬかが委員 収集した情報、例えば道路の不具合とか不法投棄。今度、収集した情報に基づいて動く部署というのは全く別じゃないですか。少なくとも2つ、3つの課にまたがる。その取扱いというのはどうなっていくのでしょうか。

○神保報道広報課長 今考えているのは都市建設部と環境部になると思います。不法投棄と道路・公園の補修の部隊になります。先ほどの繰り返しですけれども、システムというのはユーザーとパスワードというのを必ず決めなきゃならないので、そういったものに、使っているところのパスワードだけ、制限をかけたユーザーとパスワードを付与して使わせるというふうに考えています。

○ぬかが委員 今、環境部、不法投棄と道路のほうの部隊ということ想定されているということだったのですけれども、恐らく区民の方からすると、何かあったときにそれで写真付きで送れるよというふうになった場合には、それに限るものではないのではないかと考えているんですね。例えば、ごみ屋敷系とか、これは同じ環境部ですけれども、部署はほぼ同じですけれども、それから、もっと言うと、今ですと保護猫とかそういう関係

は衛生部ですよ。そういうのだって来るかもしれない。区民の方にしてみると、写真をつけてこれで発信ができるというふうになって発信した場合の対応というのはそれも同じように、つまり今の2つに限らないということになるのでしょうか。

○神保報道広報課長 想定はしております。例えば何でもかんでも送ってきちゃうということだと思えるのですけれども、機能としてどういうものを送るのですか、例えば道路ですか、公園ですか、不法投棄ですかということをまず聞くようなシステムができます。それは運用上の話ですけれども、それでも送ってきた場合というのはもちろんあると思いますので、そこは受けた上で、どう対応するかは個別の対応になるのかなというふうに思っております。

○ぬかが委員 何でそこを聞いているかという、ある意味で区民にとっては便利になるのだけれども、今「区民の声」というほうで一元化されているいろいろな、それは写真付きであろうが何だろうが、「区民の声」の窓口のほうに意見を出して、そしてそれで所管が回答するという流れができていますよね。ある意味で言うと、このLINE上の中で「区民の声」窓口がもう一つできるような印象を受けるわけですよ。そうすると膨大な事務量になる中で、その辺が本当に安全性とかいろいろな点で担保できるのか、どういう仕組みでやっていけるのかというところを十分考えていかないと、個人情報の点でもそうだけれども、区民の方にしてみても、送ったけれどもどうなったのというようなことにもなりかねないのではないかと、そういう危惧もあるので、その辺は十分に構築といえますか、配慮して対応していただきたいというふうにお願いいたします。

○神保報道広報課長 今のご意見はシステ

ム的なセキュリティのところと運用の話だと思えるので、先行している自治体も幾つかありますので、そういった事例も踏まえながら、改善するところは改善しながら運用していきたいと思えます。

すみません、私、1点言い忘れましてけれども、位置情報を送るときに、位置情報をそのまま送っていいのですかというのを必ず確認するようにします。そのユーザーが、いや送らない、自分で例えばここですよと選んで送ったりですとか、位置情報はつけないで送るということもできますので、あくまでもご本人様の確認を取った上で送ってもらうというようなシステムになっておりますので、その辺りも含めて、運用も含めて検討してまいりたいと思えます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他の点いかがでしょうか。

○いいくら委員 先ほど課長のほうからお話があって、記録だと思えるのですけれども、LINE社は使わないということで、これは55ページの総務省ガイドラインにも出ている形であるのですけれども、これはこれでよろしいんですよ。

ただし、一番下のただし書き、身体人命に危険が及ぶ可能性が高い相談事業等についてはということで、これは排除されないという形で出ているのですけれども、ただし書きが出ているということは、こういう事例がある場合にはLINE社を使う、そういうことでいいのですか。

○神保報道広報課長 ただし書きなので、当然外部の事業者が持っているところを使いなさいという上で、こういう緊急性の高いものがあるときにはLINEのところを使っていいですよというような記載だと思えるので。ですけれども、今のところここまで広げる考えは私どもにはないので、もしこの辺り

が必要であれば、改めてまたこの審議会のほうで審議させていただきたいなというふうには思います。

○いいくら委員 ぜひそれは当然にお願いしたいということで。

では、課長からすると、このことというのは本当に例外中の例外。私どもなんかからすると、議員をさせていただいていると、いじめとか虐待とか災害等というのは常に考えていかなくちゃいけない話だと思うのですが、これはあまり想定されていないということでよろしいのですか。

○神保報道広報課長 現時点では、当初のスタート時にいじめ、虐待を入れるという想定は私ども中ではありません。ただ、これまでの委員会等の中でも、特にいじめ、虐待に関してはLINEが有効なのではないかというご意見も頂いていますので、ほかの自治体を見ながら、もし必要であればまた改めてかけさせていただきたいと。

もう1点、すみません、追加ですけれども、チャットボットの機能を今回入れさせていただくのですけれども、実はその機能の延長で、保育園に入るときの指数計算、何点だど入れるという指数計算があるのですけれども、そのシミュレーションができるという機能も実は世の中には既にあります。それも実は今視野に検討しております、そういったもの、新しい機能が追加されるときに個人情報を使うときにはもちろん審議会に諮問させていただきましますし、個人情報に当たらないということであれば、この範疇の中で整理させていただきたいというふうに思っています。

○いいくら委員 分かりました。ぜひ丁寧な取扱いということで、情報は当然にこの審議会のほうにもしっかりと出させていただいて。

最後ですけれども、業務委託先ですが、こ

のガイドラインにも出ているのですけれども、先ほどのご説明では委託先にお任せするというので、これまで出ていない話になるわけですから、今後当然に、プロポ等の話が出たのですけれども、その場合にはまたこの審議会のフィルターを通してやる、そういうことでよろしいのですか。

○神保報道広報課長 先ほど申し上げましたISMAPというものがあって、国が認めているものなのですけれども、今一般に言われているクラウドサーバーと言われているものの大手の会社に関しては、基本的にはISMAPの認証を受けています。ですので、逆に言うと、受けていない小さい事業者ももちろんいるので、そういったものとの契約は想定しておりませんので、あくまでそういった認証を受けた事業者と契約を結ぶというふうに考えています。

○いいくら委員 お伺いしたいのは、個人情報保護審議会の現審議会では企業名が出ていないということで、企業名が出た場合にはこの審議会のほうで報告はされるのですか、そういう質問です。

○神保報道広報課長 後ほど事務局とも相談いたしますけれども、その必要があれば。次は10月と聞いておりますので、10月には多分契約できているかできていないか、これからの進捗次第ですけれども、必要があればもちろんそこは事務局と相談させていただきたいと。

○山根区政情報課長 事務局からでございます。今、委員がおっしゃられていた、これからの入札の案件後に企業が決まったときのご報告というのは審議会のほうにすることはございません。しかし、今の要件を満たした形で仕様を作って契約を結ぶ、そういう前提でございますので、そこについての報告というのは各事業ごとで求めていることで

はないので、ご了解いただければと思います。
○いいくら委員 委員長にもちょっとお願いしたいと思うのですけれども、先ほど企業名が出ていないということで、報告の義務はないというようなお話だったと思うのですけれども、それは決めるのはやはり私たち審議会のほうで決めなくちゃいけない部分もあると思うのです。どの企業になるか分からないのですけれども。その点に関しては、采配というのはどのような形で。どういう企業だったらいいのか、どういう企業だったら悪いのかというのは、そこら辺のところは会長はどのような認識になっているのですか。

○山根区政情報課長 事務局から再度申し訳ございません。審議会の機能としまして、企業との契約、実施機関というか、区のほうや教育委員会と契約する内容のところについてまでを審議会のところにご報告してご確認いただくとか、意見をもらうということは審議会の機能として条例等で定めているところではございませんので、その部分については区の実施機関側のほうでしっかりと皆さん方からのご意見を頂いたものでご契約を調べていくというような形で責任の分配をしたいというふうに考えております。責任としては、実施機関側で責任を持って実施していくということで考えておりますので、よろしく申し上げます。

○いいくら委員 そういう形でよろしいんですか。

○川合会長 通常そのようになるかと思えます。

その他の点いかがですか。

○にたない委員 前提をお伺いしたいのですけれども、今回LINEを使ってということなのですが、先ほど説明の中に、自治体向けの公式アカウントを使用して運用していくという説明があったと思うのですけれども

も、利用規約としては自治体向けの利用規約を個別で結んだりとか、例えば足立区とLINEで結んだりという、そういったところまで向こうは対応しているのかというところをお伺いしたいのですけれども。

○神保報道広報課長 今使っているLINEの話だと思うのですけれども、もちろん自治体とLINE社の中で、私どもから使用の申込みをする形にはなるのですけれども、もちろん規定はあります。その中でお互い合意の上に利用しているというのが今の状態です。その機能に関しては、先ほど言ったプッシュ機能とって区から情報を投げるという機能と、ボタンを押すリッチメニューという機能しかないで、この2つを今は使っているということです。

○にたない委員 この利用規約に対して、例えばLINE側として多分営業部隊か何か分からないですけれども、自治体向けの公式アカウントをどうぞというスタンスでやっているということは、つまり言えば、そこに対して何が困っているのかという情報を与えれば、それこそ自治体向けのアカウントを提供しているというスタンスの延長線上に各自自治体と利用規約に関して相談を受け付けたりとかということも多分こちらから要望すれば少しは可能性はあるのかなとは思っています。そこで例えば利用規約でしっかりとしたものも個別で結ぶことができれば、LINEを使用した上での例えば相談業務とかにつなげていけるとは思うのですけれども。

例えば今、普通の企業さん、要は公式のバッジを付与するということですよ、LINE側としてしっかりと認証している公式のアカウントですよというところでバッジを認証しているというところを利用しているという話だと思うのですけれども、ぜひと

もその際にはLINE側に対しても利用規約をしっかりと個別で結ぶことが可能になるように柔軟に対応してもらいたいみたいなところでの要望活動というのは必要になってくると思うのです。そこについて今何か活動されていたりとか、今回使うとなったとき、数年前に使うとなったときに、利用規約をしっかりと個別で結べるようにしてもらいたいんだみたいな話とか要望活動を何か取り組まれていたりとかはするのですか。

○神保報道広報課長 ちょっと私が整理できていないのかもしれませんが、当初、今使っているLINEを使い始めるときには、LINE社から提供されるプッシュとリッチメニューの契約というか規約があって、それにお互い同意したという行為は既にしています。今回それを上回る機能を導入したいというご審議なので、それに関してはLINE社ではなく、今度違う事業者と契約を結ぶということになりますので、今度その中身の同意という意味では、LINE社ではなくて、今度新しく結ぶであろう事業者と結ぶことになりますので、その結ぶための行為に入る前に今回個人情報保護審議会にかけて、そういうシステムを導入していいですかというのを今回ご審議していただいていますので、この先に契約行為を果たせば、もちろん確認はいたします。

○にたない委員 今言われたように、要はフロントで登録します、友達確認します、登録画面で通知が来てメッセージが来ますと。そこでリンクをつなげて外部委託先に今回はやるから——外部というか、画像を伝えるというところで、リンクで、要はあくまでそのトーク画面で何かするのではなくて、一步先にやったところでやるから今回は大丈夫という話じゃないですか。

ではなくて、本来であればこの画面でやったほうが利便性は高いし、ほかのところにもつなげられる可能性もあるので、できればはなから諦めずに、これは要望ですけれども、何か機会があるごとにLINE側に。利用規約があればそうやって区民の方にも利便性の高いものが提供できるのに、今はリンクを踏んでその先で作業するということが必要になってきてしまっているんで、ぜひとも機会があればLINE側のほうに個別で利用規約をしっかりと結んで、なおかつ安全性が確認できるような取組をしていきたいということはぜひとも、何かコンタクトがあったら、機会があった際にですけれども。これだけを個別で皆さんがやる必要はないと思うのですけれども、ただ、せっかく公式LINEを運用している側ですから、そういったものは機会があれば伝えていただければと思うのですが、そこについてはいかがですか。

○神保報道広報課長 これまでいろいろな検討の中でLINEの本社の公共システム部門みたいなところがあって、そういった方々と意見交換もしたことがありますので、機会があれば、そういったご意見もあるよということはお伝えしたいと思います。

○にたない委員 さらに確認なのですけれども、53ページ、確認後に「送信」を押すという画面があると思うのです。あと、ほかにも③の「カメラを起動」とかというところ。政府のガイドラインによると、例えばカメラボタンをグレイアウトまたは非表示にするとかという施策が求められていますけれども、そこについてはこのスクリーンショットだと確認できなかったのですが、そこら辺も取扱いは、策はされているという認識でよろしかったでしょうか。

○神保報道広報課長 政府のガイドライン

がちよっと分かりづらいのですけれども、私どもの認識としては、LINEというのは通常、個人で使うときには最初から文字を入れる横に画像のボタンが出てくるのですけれども、あれを非表示、要は使えないのではなくて、最初に出てこないようにしなさいということを政府は言っているようです。先行している自治体を見ますと、やはりそういう運用をしているので、今回もし私どもが何らかのシステムを入れた場合には同じように、最初は出てこない、非表示にするような、ガイドラインに沿った対応ということで考えています。

○にたない委員 さらにそれとちょっと関連するようなところで、例えばトーク画面が残るわけで、そこに誤って例えば、こういった場所が、ちょっと道路が傷んでいるよとか、こういった通報機能でプライバシー性をかなり強く担保するという必要はないとは思っていますけれども、例えばLINE上にクライアントが使っているユーザーさんの側からプライバシー性の高い情報であるとか相談事であるとか、そういったものが誤って投稿されてしまうということも考えられるとは思っていますけれども、そこに対してはどういった対応をされていますか。何か対処みたいなものを考えているかというところをお伺いします。

○神保報道広報課長 あると思います。故意ではなくても自分の名前を入れちゃったとか、あるのかなと思います。1つは、保存される先が今回はLINE社ではなくて、新しく結ぶ事業者のサーバーであるということと、そのセキュリティが守られているということ。もう一つは、総務省のガイドラインの中で、LINE社自身のサーバーを、おとしですか、総務省から指摘を受けたときには、サーバーが国外にLINE自体があった

のですけれども、今は順次LINE自体のサーバーも国内に移転してきていますので、何かあった場合には国内法で裁かれるということになっておりますので、そういった点では、今度の事業者、LINEともセキュリティが一定程度確保されているというのが私どもの認識です。

○にたない委員 今回は外部の機能を使うということの審議なので、ちょっと範囲としては違ってきてしまうのですけれども、例えば写真を撮るにしてもテキストで送るにしても、間違った相談事とかが逆にトーク画面のほうに載っちゃったりすると、結局のところLINE上に要は残ってしまう、プライバシー性の高い情報がサーバーのほうに一定期間保存されてしまうという状態にはなると思うので、ぜひともそういったところの注意喚起も考えていただきたいなというところではあるのですが、今回の審議はあくまで外部委託先を使うということですので、そこは要望にとどめておいて。

なおかつ、先ほど説明の際にも度々出てきているISMAPP、それを登録されているから大丈夫だ、大丈夫だというところの話があったと思うのですけれども、例えば以前のLINEの個人情報の漏えいの騒動という表現をしたほうがいいのかはあれですけれども、その前にも3か所で世界的な個人情報保護の認証を取れているわけじゃないですか。SOCとかSysTrustですかね、そういったところで取っていたりとかして、要は認証を取っているから大丈夫だというスタンスだとちょっと危ないのかなというところもあるので、十分にそこら辺もご留意いただいて進めていただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○神保報道広報課長 私の説明が悪かったかもしれません。今ある認証制度の中で确实

に——この世界に確実にもしかしたらないのかもしれませんが、一定程度セキュリティが確保されている、または認められているものを使っていくという、ごめんなさい、そういう説明なので、今ある中でそういった安全性の高いものを選択していくという意味でご理解いただければというふうに思います。

○にたない委員 可能な範囲というのはすごく限られたものかもしれませんが、可能な範囲で、全力でその保護施策については取り組んでいただきたいなと思います。以上です。

○川合会長 ありがとうございます。

その他ご意見はありませんでしょうか。

では、その他特にご意見ないということで、本件については了承するというところでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○川合会長 ありがとうございます。異議ないということですので、了承することとしたいと思います。

ありがとうございました。

[諮問第466号]録画データ流通サービスを活用した道路危険箇所発見の実証実験について

<審議会意見>

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

なお、実施にあたっては、以下の意見に留意されたい。

実証実験の結果により委託契約をすることとなった場合には、改めて本審議会に諮問されたい。

○川合会長 では、次の諮問事項に移りたいと思います。諮問第466号です。「録画データ流通サービスを活用した道路危険箇所発

見の実証実験について」でございます。

それでは、所管課からご説明お願いいたします。

○伊東政策経営課長 政策経営課長、伊東でございます。本日はよろしく申し上げます。

本日、足立清掃事務所長と東部道路公園維持課長、そしてICT推進課長を同席させていただきます。よろしく申し上げます。

着座にて説明させていただきます。

56 ページからの案件でございます。案件名が「録画データ流通サービスを活用した道路危険箇所発見の実証実験について」でございます。

道路危険箇所の発見ということでは、今、LINEの、直前に諮問させていただきました案件と目的は同じになってくるのですが、今回、事業者のほうから、まだこれは実用化されていない、実証実験をやらせていただきたいという申出がございまして、その件についての諮問でございます。

内容については、車に搭載するドライブレコーダー映像を基に道路の破損箇所、また道路のちょっと危険な場所等をAIによって発見する仕組みを、提案してくる事業者が有しているところから、実証実験の協力依頼がございました。実証実験では区の公用車、予定しているのは、ペットボトルを回収する清掃の車に事業者が所有するドライブレコーダーを搭載して、道路状況を地域BWAの無線網を通じて提供するものでございます。区は事業者から道路破損箇所等の情報を受けられることができるというような仕組みです。

事業者は、区の公用車に搭載する映像以外にも、独自に区内にあるタクシー事業者等と連携をして道路情報を収集して、より高精度の道路破損箇所等の分析をするというふうに聞いております。

この実証実験を行うに当たって、ドライブ

レコーダーの映像に歩道を歩く方ですとか車のナンバープレート等が当然映り込むということが考えられます。映像自体は区のサーバー等を経由せず直接事業者のサーバーに入るので、区が個人情報を直接取得するということはないのですけれども、区の公用車にドライブレコーダーを搭載するというようなところがございますので、実証実験前に本審議会に諮問させていただくということにさせていただきました。

すみません、前置きが長くなりまして。

57 ページをお開き願います。左側の「業務委託の内容及び条件」というところに、今回の実証実験のフローを簡単に書かせていただきました。区の清掃車に事業者のドライブレコーダーを搭載いたします。そのドライブレコーダーを通じて撮影した映像については自動的に事業者のサーバーに直接入ります。事業者はAIを活用して、入手した映像から道路破損箇所等を発見する。道路破損箇所等があった場合には事業者からその旨区のほうに連絡が入り、区はその事業者がその道路破損箇所等を見つけるサイトに直接アクセスをして、道路破損箇所等の映像を確認する。その映像には事業者のほうで顔やナンバープレートにマスクをした状態で閲覧するという形にさせていただきますので、区が直接個人情報に触れるということはありません。

個人情報の保護措置を右側に書かせていただいています。まずは区と事業者の間で事業の実施協定を結びます。実施協定の中に、通常の委託契約と同様に、個人情報の保護について取り扱うというようなところの条文を盛り込ませていただきたいと思いますと考えております。実証実験は年度内ということを予定しておりますが、実証実験が終了した後については、ドライブレコーダーを通じて入手した

映像については破棄していただく。破棄完了後、完了報告書を別紙1のとおりのもので頂くということにさせていただきたいと思っています。

ドライブレコーダーを通じて道路の映像が格納されるサーバーについては、アマゾンウェブサービス(AWS)が提供するプライベートクラウドに入るという形になっております。そのサーバーの中には実証実験を行う事業者と足立区以外がアクセスできないという形になります。また、そのプライベートクラウドの中ですけれども、サンドボックス型セキュリティという、別紙2につけさせていただきましたような、一旦サーバーの中に領域をつくって、その中で入ってきた映像に例えばウイルスがないかどうかというのを確認するという形になっております。その領域の中で仮にウイルス等があったとしても、その領域の外には出ないという仕組みになっておりますので、より高いセキュリティが守られているという形になります。

また、サービスの利用に当たりましては、AWSのユーザー認証サービスを使って、二要素認証等を経てサービスを利用することになりますので、他者の方が容易に本事業のサービスを利用できないという仕組みになっております。

また、データ通信に当たりましては、TLS暗号設定ガイドラインに準拠した暗号化通信を行うほか、この実証実験事業を行う事業者はミックウェアという事業者ですけれども、個人情報を取り扱うISO27001等を取得しているというような状況でございます。区としては、このような高いセキュリティが守られている状態で実証実験を行うということで、この実証実験には協力していきたいというふうに考えております。

簡単でございますが、私からの説明は以上

でございます。ご審議のほどよろしくお願
いいたします。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何かご
意見等ございましたらお願いいたします。

○堀委員 公募委員の堀でございます。

ちょっと私、恐怖を感じる案件であり
ました。この実証実験はすごく重要だと思
っていて、必要があればやっただらいいと
思うのですが、際限なく企業から持ち込
まれる依頼は今後増えていくだろうとい
う中で、情報管理上、必要性和か妥当性
がない情報を集めないのが一番の安全
管理だと思うのですが、あえて取って
いくということをどの範囲で許容して
いくのかということを区のほうで
ご検討いただきたいと感じた件です。

なぜかという、タクシー業者が既に
協力していて、得られる情報以上のもの
がどのよう今回追加されるのか。例え
ばこういったものが、足立区民という
意味ではないですけども、住民が得る
利益、あるいは、たまたまですけども、
データが上がってきてしまっただけ
ではありますが、そのデータを見て所
管の担当課の方の業務が増えたりし
ないのかなと思うのですが、そういった
懸念はないでしょうか。

○伊東政策経営課長 ご質問ありが
とうございます。確かに当然不必要に
データを集めるということは避けな
ければならないというふうに思いま
す。今回はまだ実証実験段階という
ことで、本格実施、事業者としては
来年度から予定をしているそうす
けども、その間については、より精
度を高めるために少し多くの情報
を集めたいということで、区のほう
にも搭載してほしいというお願い
がございました。本格実施になった
場合は、恐らく区の車に積むとい
うことではなくて、事業者が独自
に集めてきた情報のみでこの事

業を行っていくことになると思
います。

最後の、事業によって所管の事務
が増えるかどうかというところ
ですけれども、道路危険箇所、破
損箇所等が見つかれば所管の業
務というのは当然増えていくと思
いますが、どれくらいその精度で
破損箇所等が発見されるかも含
めて見極めなければならないとい
うふうには思っています。まだ精
度等も含めて実験をしてみないと
分からない部分もござい
ますので、実験自体は協力して
いきたいというところで始めたい
と思っております。

○ぬかが委員 今のに関連して、
非常に素朴な疑問なんですけれ
ども、どのくらい発生するか分
からない、取りあえず実証実験
に協力をしていくんだということ
で今回答されたわけだけれども、
冒頭の説明のときには、委託を
視野に入れて、その後に委託を
していくことを前提にご説明さ
れていたと思うんですよ。その
辺についてはちょっと矛盾して
いるんじゃないかと。

○伊東政策経営課長 ありが
とうございます。委託化という
ところも、当然実証実験を
やっていくので、有効であれば、
有効性だなという——その有
効性の基準はどこにするかとい
うのはありますけれども、有効
だなという何らかの基準で判
断ができれば委託をするかも
しれません、現時点では全く
白紙です。委託するかどうか
は決めていません。ですので、
この実証実験の結果を見て、
どうするかというのはまた別
途考えて、来年度当初すぐ行
うかどうかも全く決めていな
いのが現状でございます。

○ぬかが委員 さっきの案件とも
ちょっと私は近い危惧を覚えて
いて、例えば現状で言う道路
の本当に危険な破損箇所とい
うのは毎日、足立区は山の中
ではないので、区民が生活して
いて、連絡も通報もするわけ
ですよ。そうすると、そことの
関係性精査とか業

務量の関係でも、これを導入することがプラスなのかどうかということ、また、庁内の中で職員の数も23区でも割合で一番少ない中でそういう対応が十分できる体制があるのか、そういうことも含めて考えていかないと、個人情報保護審議会にかけるとしては通ったけれども、事務は崩壊したなんていうのでは話にならないというふうに思っているんですよ。その辺はどうお考えですか。

○伊東政策経営課長 先ほどの案件と同じで、運用の問題なのかなというふうにも思います。当然「区民の声」でも現状、この道路が壊れているよというような情報は頂いているところですが、もちろんその情報量と今回始める、さっきのLINEのところも含めて、全て同じような目的でやっていて、どこが有効かというのはあると思いますので、情報量がどれだけ来るかというのは引き続き見極めながら、特に有効なものに絞って行っていくのかなという形にはなるかと思えます。その体制については、この実証実験を行ってどれくらいの情報量が来るのかというのもまた見ながらしっかり考えていきたいと思えます。

○ぬかが委員 じゃあ、最後。そういうことだとすれば、今回諮問そのものがそうですけれども、実証実験に限っての諮問ですよ。

○伊東政策経営課長 そうです。

○ぬかが委員 つまり、冒頭に言われたような、本格実施というような委託をしていくことを視野に、それを前提として諮問をしたというようなことだと違ってきちゃうと思うので、そこは明確にさせていただきたいと。よろしくをお願いします。

○伊東政策経営課長 委員のおっしゃるとおりでございます。そこは前提ではございません。

○いいくら委員 私のほうからは、59ペー

ジに破棄完了報告書というのがついているのですけれども、いつぞやかニュースであった、個人情報、破棄されていたものがされていなかったというようなことがあって大騒動になったというのがマスコミ等々であったのですけれども、これは書類上の話ですが、今後は例えば破棄する場合には、先ほど職員数の話が出ているのですけれども、これはその都度その都度現場に区の職員が行って破棄したことを確認するという体制というのがここに全然出ていないのですけれども、その辺のところはどうなのですか。

○伊東政策経営課長 ご質問ありがとうございます。現場に行き行って破棄することを目の前で見て、その上でこの報告書をもろうというところまでは、ごめんなさい、そういう想定ではございません。破棄完了報告書を頂いて、完了したものというふうに一旦みなそうとは思いますが、ただ、実証実験、実際には3月の末でこれを頂くこととなりますので、場合によっては、その時点では、実際に入っているデータがどこにあって、破棄するという状況を必要によっては見ることはあるかもしれませんが、一旦この報告書で頂こうというふうに思っています。

○いいくら委員 今の話だと性善説でお話しされているような気がしないでもないのですけれども、やはりマスコミ等々で2～3年前ですかね、そういう情報が破棄されていなかったということとこの区は当然に認識されているはずだと思うのです。それに対する予防というか対策はどのような。破棄完了報告書だけでよろしいのでしょうか。

○高橋ICT戦略推進担当課長 ICTの観点からお答えさせていただきますと、今回実施いただく上で、PCとか端末を介さずに、基本的にはサーバー間でのデータのアップロードになりますので、そういった意味です

と、今回アマゾンのクラウドサーバーを使うので、そこに対する権限は我々も頂けるような認識です。ですので、そこを外から監視して、ちゃんと破棄できているねという状態を監視できるかなと思いますので、向こうが言ったことを性善説でのむのではなくて、こちら側としてもそれを確認する手はずは整えられるかなと思います。そこに関しては、実際に実証実験をやるとなったときには取り交わしをさせていただければと思います。

○いいくら委員 要望ですけれども、ここに破棄完了報告書とあるわけですから、当然に実際、どういう形か分からないのですけれども、破棄されていることを区は確認してもらわないと困りますねと。これは要望でございます。よろしくをお願いします。

○伊東政策経営課長 すみません、言葉足らずで。そこは当然アクセスして見られないということ等の確認はさせていただきます。ただ、破棄する瞬間に現場にいるかどうかというのは別だという意味で申し上げました。申し訳ありません。

○にたない委員 今回、ドライブレコーダーの映像を提供して、AIによってそこから検出するということだと思うのですけれども、先ほどもいろいろ審議がありましたけれども、AIを使って検知できれば、それは清掃車だけではなくてほかの車にも通用できるわけで、行く行くは将来的に目指しているところというのは、あくまで実証実験なのであれですが、実証実験が目指しているところは、人員が少なくても回るようにする、例えば発見するために今車を走らせていたりとかするわけで、そういったものが少なくなるというところを目指しているのかなとは思っているのですけれども、そこについてはどういった目標なのかというのは、どういうことなのでしょう。そこら辺、もし実証実験の会社

はどういったところを目指しているのかというのを教えてもらってもいいですか。

○伊東政策経営課長 この実証実験の事業者が目指すところというのは、道路の壊れているところを見つけるというのはもちろんなのですが、道路の危険箇所も見つけるというところのほうが、どちらかというとき重みがあるようなのです。例えばそれは急ブレーキをよく踏まれている場所とかということ、タクシーの情報からはそういうところを得るという話なんです。

ですので、行政のほうの例えばそういったところの負担を減らす——もちろん山間部とか遠いところのものであれば、なかなか市の職員だけでは行けないというところで回していくということもあるみたいですが、足立区に関しては、当然足立区といっても多少広い部分がございますので、少しでも職員の方の見回りの頻度等を減らせることにつながればいいなということはおっしゃっていただいています。ただ、実際にどこまでそこが減らせるかというのはまた別問題だなというふうに思っているので、実証実験の中でどれくらいその情報が得られるかということも、その辺りで見極めていきたいと思っています。

○にたない委員 新しいことをするといういろいろハードルはあるとは思っているのですけれども、ぜひとも前向きに。これからどんどんDXを活用して、人間が発見できなかったところまでをもしかしたら今の説明だと目指しているのかなと思うと、いずれは区民の生活の安全、交通の安全に資するものなのかなと思いますので、ぜひとも頑張っていただきたいなというところではあるのですけれども。

1点すごく気になっていたのですけれども、今回何で清掃車なのでしょう。要は、清掃車というのは基本、ルートで回るもので、

そうなる、期間としては1回ドライブレコーダーを提出すればもう終わっちゃうようなものなのかなというところになってしまふので、不規則にいろいろなところに行く車のほうが本来だったら合理的なのかなと思うのですけれども、何で清掃車なのかというのは、そこら辺はあったのですか。ごめんなさい、素朴な質問です。

○伊東政策経営課長 ご質問ありがとうございます。確かにフリーの車のほうがあちこちというのにはあるのですけれども、定期的以外に出るといふところでは、清掃車の頻度は確実に外に出るので。一般の車もそこそこ出るので、確実に外に出て何周かしてもらえるところで、じゃあ清掃車にしましょうという流れで今回清掃車にさせていただいたという流れでございます。

○松井委員 すみません、1点だけ補足させていただきますと、今お話がありました、決まったルートでデータを取るといふのが、もともとはデータの学習に必要なデータになりますので、ご説明いただいた内容が、どちらかといいますと今後の基礎データになるというような見解になると思いますので、審議を長くしたいわけではないのですけれども、補足としまして、まばらにデータを取るといふよりは、1か所でデータを蓄積して、それを学習させて、そこにひび割れがあるかないかを判定するようなシステムを構築しますと、それをほかの足立区のエリアでも展開可能になるというような形になるシステムになっているのではないかなということで、補足だけさせていただきました。すみません、横から。申し訳ございません。

○川合会長 その他いかがでしょうか。

○粉川副会長 そもそも論の確認なのですが、現在、区の公用車にドライブレコーダーを搭載しているものはあるのでしょうかという話と、搭載しているものがある場合、公用車にドライブレコーダーを積むガイドライン等はあるのでしょうか。他の自治体等ではそういうものがあるようなのですけれども、いかがですか。

○伊東政策経営課長 ドライブレコーダーは積んでいます。ガイドラインは所属ごとにつくっているということのようです。

○粉川副会長 分かりました。他の自治体等だと、公用車にドライブレコーダーを積む場合、ガイドライン等をつくっているケースがあるようです。足立区の場合、監視カメラのガイドラインがありますけれども、あれは車は対象外になっていたと思うのです。所管ごとにそういう対応をされているのかもしれませんが、そこの今回の取組に関して矛盾が生じないのかどうかに関してはちょっと気になるころでしたので、確認させていただきました。これが1点です。

もう1点は、こちらに関しては区の清掃車に今回積まれるということで、区の清掃車はルートが決まっているわけなので大丈夫だといえば大丈夫なのですけれども、一方で、見方を変えると、区の公用車が走行しているルートとか、どここのところをどれくらいのスピードで走っているとかという全ての情報を民間事業者に渡すということにもなる話だと思うのです。それは足立区民の個人情報ではないのですけれども、足立区のセキュリティのイメージとして、公用車の走行ルートとか走行情報を民間事業者に渡すということに関してはどのような見解をお持ちなのかということだけ確認させてください。

○山本足立清掃事務所長 清掃事務所長です。公用車にも様々ありますが、ペットボト

ルの収集車についてはさほど機密な情報ではないと考えております。

○粉川副会長 分かりました。ただ、今回の場合、映像はこういう形で破棄完了するという話なのですが、話がもし広がっていくということになると、私はやはり公用車の走行情報みたいなものを区として民間に渡していいのかどうかというのはきちんと議論したほうがいい内容かなと思いますので、その辺りの視点は考えていただいた上で今回の実証事業に取り組んでいただいたほうがいいのではないかなと思いましたので、申し上げます。

以上です。

○川合会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

○鈴木委員 鈴木と申します。57 ページの左側の「業務委託の内容及び条件」の5番目に「マスクした状態での閲覧」という表現があるのでありますが、これは事業者側がやることですね。どのような手段なのかだけ教えてください。

○伊東政策経営課長 ご質問ありがとうございます。マスクというのは、モザイクとか顔が見えなくなるとか、そういう薄ぼかしみたいな形のものを入れるということで伺っています。映像に直接そういう加工を加えるというふうに聞いているところです。

○鈴木委員 では、人的な作業ではなさそうだといいことよろしいですか。

○伊東政策経営課長 自動にかかるのか、人的に加えていくのか——最終的には事業者のほうでマスクがかかっているかどうかというのは人的に確認しますが、恐らく欠けていれば人的に最後モザイクを加えてセットアップして、区のほうに見られる状態になりましたというお知らせを頂くという流れになっております。

○川合会長 その他いかがでしょうか。

では、その他ご意見ないということのようですが、重要な指摘もあったかと思えます。それらを踏まえまして、本件については了承するというところでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○川合会長 ありがとうございます。異議ないということですので、了承することとしたいと思います。

ありがとうございました。

〔諮問第467号〕区立小・中学校と保護者とのコミュニケーションアプリの導入について

<審議会意見>

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

○川合会長 では、次の諮問事項に移りたいと思います。資料の62ページになります。諮問第467号「区立小・中学校と保護者とのコミュニケーションアプリの導入について」でございます。

では、所管課からご説明をお願いいたします。

○秋元学校ICT推進担当課長 学校ICT推進担当課長の秋元でございます。

環境整備担当の産賀になります。

同じく環境整備担当、森です。

統括指導主事の西野になります。

どうぞよろしくお願ひいたします。

着座にて説明させていただきます。

諮問の第467号になります。案件につきましては、「区立小・中学校と保護者とのコミュニケーションアプリの導入について」ということです。

事業の概要でございますが、現在使用しております学校メール配信システム、学校と保

保護者との連絡ツールでございますが、こちらのサービスが終了することに伴いまして、新たにツールを導入する必要が生じました。つきましては、保護者の方の利便性の向上でありますとか、あと教員の負担軽減を目的にさせていただきますまして、新たに「C4th Home & School」というものの導入を予定して検討しているところでございます。

新しいアプリの特徴といいますか、付加機能につきましては、まず現在はテキストメール、本文しか送れないのですけれども、それに添付するものとして、PDFのファイルでありますとか写真のデータなどを添付することができるようになります。

また、先ほど利便性の向上と負担の軽減というお話をさせていただきましたが、欠席の連絡を保護者の方からこのツールを使うことによってオンラインですることができるようになります。そうしますと、朝の学校の忙しい時間帯に電話連絡とか、保護者の方の朝の忙しい時間帯に電話することなく、オンラインで欠席の連絡ができるようになります。

また、今現在、校務支援システムというものを学校で使っているのですけれども、そちらの出欠席の情報に、これは来年9月の予定になりますけれども、このまま導入ができるということであれば、そちらのほうと連携させて、保護者の方から頂いた欠席の連絡をそのまま今現在使っている学校の欠席情報のほうに反映できるようにしたいと思っております。

今回お諮りさせていただきたいのは、この導入に伴います業務の委託のことで、先ほどお話ししました校務支援システムとの連携ということで、区の機関以外のものとの外部結合という2点をお諮りさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

ページめくっていただきまして、63 ページになりますが、まず業務の委託のほうになります。内容につきましては先ほどお話しさせていただきましたので、今回は個人情報の項目、右側になりますが、この業務委託によって扱う個人情報の項目、いろいろ書いてありますけれども、基本的には児童・生徒の氏名とか学年、クラス等の情報、あと利用していただく保護者の方のご氏名とかメールアドレス等、あとPDFファイルを添付することができて学校からお知らせできますので、場合によっては学校だよりでありますとか学年だよりをこの配信メールによって送ることができますので、そこに載ってくるであろう子供たちの写真でありますとか、あと地域の方の、開かれた学校づくり協議会の方の名前等が必要に応じて出てくるものがあると思います。

また、個人情報の保護措置等につきましては、通信の暗号化はもとより、ログインにつきましてはIDとパスワードによって不正利用を防止していきたいと思っています。パスワードにつきましては年に1回の変更をルール化させていただきますまして、後ほどありますガイドラインによりまして学校にお願いするものとか、あと保護者につきましても年に1回の変更をお願いしていきたいと思っています。

64 ページ以降、まず64 ページの左側、5番になりますけれども、今回のこの配信メールにつきましては、学校の中のパソコンだけではなくて、台風等の災害時に管理職が出勤できないときに保護者の方に休校の情報をお届けできますように、管理職または管理職が指定する1名の職員が私物のスマホ等を通じましてそういった情報連絡が保護者の方に出せるようにしたいと思っています。これにつきましては学校向けのガイドライン

等で決まりをきちんと作りまして、それを遵守するようにしていきたいと思っています。

6番以下、7番以降は受託事業者とのデータ管理の契約上の条項になっております。

おめぐりいただきまして、65ページが区の機関以外のものとの外部結合のお話になります。先ほどお話ししました欠席情報の校務支援システムへの自動反映ということのために、庁内の校務系のネットワークと、あとクラウド上に「Home & School」というものがありますので、そことの連携が必要になりますので、この結合に関する諮問になります。

雑駁ですが、私からの説明は以上になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何かご質問等ありましたらお願ひいたします。

○堀委員 とても役立つIT化だと思えます。

1点質問なのですが、適正に運用されるために、双方向性が高いものですので、保護者の方などを対象にした、このシステムをみんながよく運用するためのご案内などは計画されていますでしょうか。

と申しますのは、職員とか関わる企業に関してはいろいろ規制とか訓練とかがありますけれども、その辺りご計画がありましたら教えてください。

○秋元学校ICT推進担当課長 ガイドラインを保護者の方にこのシステム導入につきましてはお渡ししたいものと、あと学校から保護者会等を通じて保護者の方にお話をさせていただきたいと思っています。

○堀委員 では、対面などでの説明もあるということですね。今までいろいろな経験上、PDFとか文書を配っただけではなかなか

うまく運用されず、そのレベルでも大丈夫なことが多いですが、情報管理関係は、区がそういった働きかけをすることで、個人情報とか体調に関する情報というのは大事なんだとか、区民の方の協力とか意識も上がることをすごく期待しているので、質問しました。

補足ですが、ご検討されていると思いますけれども、文字がいっぱい並んだ文書は日本人でも理解するのが難しく、日本語だけでは分からない方も昨今増えておりますので、多言語対応などもぜひご検討ください。

○秋元学校ICT推進担当課長 どうもありがとうございます。入学説明会とか保護者会等の場を通じましてご説明するように働きかけていきたいと思っています。

○ぬかが委員 今のこととも関連しているのですけれども、私ちょっと驚いたことがあって、保育園の園長先生に話を聞いたときに、スマホで連絡通知をやっていれば大体できると思っていたら、保育園に通う子供の保護者で意外にもスマホを持っていない人も結構いるんですよ。若い世代だから持っているかなと思ったら、持っていないという方がいるんですよ。保育園でそうだと、当然学校も同等と。

それから、今ちょっとお話があった、外国人の方が足立区は23区でも何番目かに多い区ですよ。日本語教室をやったり、外国人の方は苦勞しているのですけれども、その辺の、つまり双方向型になっていくことや、特に、とりわけ課題だった欠席の連絡、これについては非常にいいと思っているのですけれども、その辺の課題なんかは、いわゆるこういう情報提供をすることによる公平性の担保というんですかね、その辺はどうお考えなのか。

○秋元学校ICT推進担当課長 ありがとうございます。そういった意味では、まずオ

ンラインによる欠席連絡のみとするわけではありませので、状況に応じて当然電話もごさいますし、それはご家庭の事情によつてだと思ひます。今回の「C4th Home & School」につつましては、スマホでなくても今までの携帯、いわゆるガラケーというものでも見ることはできますので、それは情報発信、受け手のほうとしては今までの端末でも見られることは見られるようになっています。

また、欠席連絡等の操作の説明につつましては、動画等を撮影させていさだいて、見て分かるような案内をしたいと今考えています。

○ぬかが委員 それから、先ほどパスワードを年に一度変更をルール化するということがだったので、そこで解消するのかなと思つたのですけれども、お子さんと保護者というのは毎年毎年変わつていくと。中学校は3分の1入れ替わるし、小学校も6分の1入れ替わると。その辺の対応というんですかね、その辺がどうなのかということと、とりわけ校務支援システムは結構独立していて、セキュリティ的にも強固ですよね。つまり、今子どもたち全員に渡されているタブレットとは全く異なつて、一番重い、機微な情報を全て校務支援システムの中で導入していますよね。そこも全てクラウド上で連携して、そこもクラウド上からやり取りができるようになるわけですよね。ちょっと私はまだ理解できないので、その辺のセキュリティがどうなのかというのは、もう少しご説明をお願いしたいのですが。

○秋元学校 I C T 推進担当課長 まず、新しく入ってくる方の対応等につつましては、当然、今、委員がおっしゃつたように、新1年生、また中学につつましては新1年生とありますけれども、学校に入学することが分かつた時点で、そのお子さんたちのデータを学校

のほうで集めまして、それを「C4th Home & School」のほうに入りたいと思つています。

また、セキュリティの関係ですけれども、基本的には「C4th Home & School」に入れていただいた欠席の連絡情報を校務支援システムのほうに落とすというか、上げる。庁内のネットワークから上げるというよりは、クラウド、「Home & School」のデータを校務ネットワークのほうの、C4th のほうに落とすようなイメージで考えていますので、校務支援システムにあるデータが出ていくようなことはないと考えています。

○ぬかが委員 さつき、入学・卒業で、入学は新しいお子さんたちの情報を集めるという。

○秋元学校 I C T 推進担当課長 すみません、中学生は6年生のデータがありますので、それはそのままいきたいと思つています。行く学校によつて伝えたいと思ひますけれども、新1年生につつましては、学校のほうで新しく入ってくる子どものデータを集めないで新しく登録できないものですから、そういったデータを、入学予定者の名前等を集めるという意味です。

○ぬかが委員 それは、個人情報保護条例で言う委託の分野というのと、情報の収集という項目がありますよね。そこは既に通つているんですか。つまり、個人情報保護条例では各条文に該当しての諮問かけですよね。それがどうなのかということと、それから、入学時もそうだったんだけど、卒業時にどうなっちゃうのというのが素朴な疑問だったのですけれども。

○秋元学校 I C T 推進担当課長 入学時につつましては、既に学校のほうで入学者の情報というものは学務課等で持っていますので、現在の学校の校務支援システム等のデータの基としているものがあるので、それを使

うということと、あと卒業時につきましては、毎年4月末で卒業者のデータを全部削除する予定であります。

○川合会長 その他いかがでしょうか。

特にその他ご意見等ないということでしたら、本件については了承するという事によろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○川合会長 ありがとうございます。特にご異議ないということですので、了承することとしたいと思います。

ありがとうございました。

[諮問第468号] 子ども医療費助成事業の高校生等への拡大について

<審議会意見>

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

○川合会長 では、次の諮問事項に移ります。資料の79ページになります。諮問第468号「子ども医療費助成事業の高校生等への拡大について」でございます。

では、所管課よりご説明をお願いいたします。

○中村福祉部長 福祉部長の中村と申します。私から出席職員の紹介をいたします。

向かって右側が親子支援課児童給付係の黒澤係長です。

○黒澤児童給付係長 よろしく申し上げます。

○中村福祉部長 向かって左ですが、同係の井上でございます。

○井上児童給付係 よろしく申し上げます。

○中村福祉部長 よろしく申し上げます。

では、着座にてご説明させていただきます。

資料の79ページでございます。案件が「子ども医療費助成事業の高校生等への拡大に

ついて」でございます。

事業概要を記載させていただいておりますが、これまでも足立区におきましては中学校修了時までの子供の医療費については助成をしておりました。これに関しましては、毎年10月1日の医療証の更新の際に封入封緘業務を委託しております。諮問番号第178号で平成25年3月28日了承を頂いているところでございます。

このたび東京都のほうが、この事業について高校生の世代まで拡大するという事で、都内の各区市町村への補助事業を決定いたしました。それを受けまして、23区でも足並みをそろえて令和5年度より高校生までの医療費助成を実施するという事で、このたび諮問をさせていただきたいと考えてございます。

対象児童数でございますが、2に記載のとおり、1万7,000人を見込んでございます。

今回諮問する事項でございますが、記載の5点でございます。医療証の印刷、封入封緘における業務委託、人材派遣、住基情報や課税情報などの目的外利用、電子計算組織への記録、外部結合という5点でございます。

なお、東京都の補助事業の考え方、それから事業スキームにつきましては、85ページから96ページにかけて別紙1、2で添付させていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

それでは、80ページをお開きいただきたいと思っております。

まず1点目の業務委託でございます。業務委託の内容については、1番、内容で記載のとおり、封筒、医療証の作成、申請書への個人情報の印刷、封入封緘業務となります。

業務委託をする理由でございますけれども、印刷、封入封緘業務を専門的に行っている業者へ委託することによりまして、正確か

つ迅速に業務を行うことができ、人件費、事務ミス等のリスクを抑えることができるためでございます。

取り扱う個人情報の項目については、子の氏名ほか記載のとおりでございます。

個人情報の保護措置につきましては、1にありますように、プライバシーマーク、ISOの認証を受けることを契約の要件とさせていただき、4番でございますが、業務終了後にはデータを破棄し、個人情報削除証明、これは97ページに別紙3として添付させていただいておりますが、この提出を求めます。また、5です。事業者及び従業員に対しましては個人情報保護に関する別紙、これは98ページ、別紙4として添付いたしておりますが、この事項を遵守するように徹底いたします。

また、区と業者とのデータの受け渡しにつきましては、外部結合のところでご説明させていただきます。

続きまして、81ページでございます。人材派遣です。人材派遣の内容といたしましては、申請書の審査、入力業務、郵便物の仕分け、封入封緘に関する業務などを想定しております。

この委託を必要とする理由でございますけれども、大変事務が膨大な量となっておりますので、認定事務を円滑に進めるためでございます。

取り扱う個人情報につきましては、記載の氏名、性別ほか多数の項目となります。

個人情報の保護措置でございますけれども、記載の2でございますが、事業者及び派遣職員に対しましては、個人情報の取扱いに係る誓約書、99ページ、100ページに別紙5、6として添付しておりますが、この提出を求めます。また、3でございますが、派遣職員には個人情報に関する内容の研修を実施い

たします。また、4番、手荷物についての持込みは制限をし、親子支援課内の決まったスペースに保管場所を設置いたします。

続きまして、82ページでございます。目的外利用でございますが、目的外利用する項目はこの4点、課税情報を含めた4点でございます。

これを必要とする理由でございますけれども、1でございます。東京都へ補助金申請をするに当たりまして、保護者の所得判定に課税情報が必要になります。また、2、3に記載のとおり、認定に当たりましては、住所要件、医療保険加入要件を確認する必要がありますので、これらの情報が必要となります。

続きまして、83ページです。電子計算組織に記録すること及びその記録項目でございますが、記録する個人情報は、氏名以下記載の12項目でございます。

必要とする理由につきましては、約1万7,000人の受給資格認定、医療証の交付などの情報管理が必要となります。これらを迅速かつ正確に実施するために電子計算組織に記録をさせていただきたいと思っております。その効果でございますけれども、電子計算機を利用することで事務量、人件費等を大幅に削減することができ、認定ミスリスクを抑えることもできます。

また、セキュリティ対策でございますが、現行の福祉総合システムの中のサブシステムとして構築いたします。そのサーバーは情報システム課のサーバー室内に設置させていただきます。また、職員が利用する端末も福祉総合システムと同等の二要素認証カードなどのセキュリティ対策を実施する予定です。

続きまして、84ページでございます。外部結合でございます。外部結合する個人情報の

記録項目は、子の氏名ほか記載のとおりでございます。結合する区のシステムはインターネットに接続できる文書管理パソコン、結合先につきましてはインターネットを介しましてクラウドサーバーと結合することを予定しております。

この外部結合を必要とする理由でございますけれども、データ受け渡しに情報保持安全性の確保をすること、データ受け渡しの処理時間を短縮することを理由とさせていただきます。

効果でございますけれども、2に記載のように、クラウドサーバーを利用することでUSBメモリの手渡しによる紛失がなくなるほか、委託事業者が円滑に内容を確認できるなど、事務の効率化を実現することができます。

また、セキュリティ対策でございますけれども、1でございます。クラウドサーバーは国内に設置すること。また、2でございます。委託事業者及び区が共有する個人情報暗号化した上でクラウドサーバー上に保存されます。このような対策を講じてまいりたいと思います。

私からの説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何かご質問等ありましたらお願ひいたします。

○いいくら委員 前の前の諮問でも要望させていただいたのですけれども、80ページにも、業務委託を必要とする理由というのは、大変煩雑だということで、業務委託することが効率的ということが出ているのです。と同時に、表裏が当然ありまして、リスク管理というのはしっかりやってもらわなくちゃいけない。

97 ページの個人情報削除証明書というこ

とで出ているのですけれども、2～3年前にも、前々の諮問のところでもお話ししたのですが、本来は破棄しているはずだったものが破棄されていなかったということで、これをまた使われてしまったという、新聞報道でも出たという経緯があるものですので、性善説に立たないで、当然に、これだけに関しては職員の人がじかに見て、削除していることをしっかりと見た上でお願ひしたいということ、これは要望でございますので、よろしくお願ひします。

○川合会長 ほかの点いかがでしょうか。

特にその他ご意見ないということでしたら、本件については了承するというのでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○川合会長 ありがとうございます。特にご異議ないということですので、了承することとしたいと思います。

ありがとうございました。

〔諮問第469号〕「個人情報保護制度の運用の手引き」の解釈の追加について

<審議会意見>

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、解釈の追記が規定に則していないため、継続審議とする。

○川合会長 では、次の諮問事項に移りたいと思います。資料の102ページになります。諮問第469号「「個人情報保護制度の運用の手引き」の解釈の追加について」でございます。

それでは、所管課よりご説明をお願ひいたします。

○山根区政情報課長 区政情報課の山根でございます。

区政情報課の岩田係長になります。

よろしくお願ひいたします。

それでは、諮問番号の469号になります。

102ページをお開きいただければと存じます。

こちらは「個人情報保護制度の運用の手引き」ということで、今お手元に資料が、クリアホルダーの中に入っております手引きというのを活用して区のほうでは事業を進めております。こちらの解釈に1つ追加をさせていただきたいという諮問でございます。こちらの概要についてご説明させていただきます。

精神疾患を患われている区民の方が傷害事件を起こしたという事例がございました。その際、逮捕・拘留されたときに国選弁護人がついたという形がありましたが、被疑者の方が、病識がない障害を持たれている方ということで、同意を得られないという形で、個人情報の扱いについて、こういうことがあったという事例がございました。

そのときに個人情報を活用する場合、どういふふうな形で区のほうでできるかというのでルールを手引きに記載しておりますけれども、そのときには、弁護士会がございしますので、そちらを通じて照会していただくという手順はこの審議会の中でもお認めいただいているところでございます。しかし、やはり弁護士会も膨大な照会がございしますので、手順に大分時間を要するということがございましたので、その際に、警察等捜査機関にも提供しているのと同じように提供をできないかということがございました。

こちらにつきまして、区でも様々な、弁護士の方々も含めて調査して相談した結果ですけれども、この運用の手引きの中に解釈を加えて、その中で区としての運用を進めていったらどうだろうかということになりました。区としてはこの手引きのところに加えて、逮捕・拘留された方の人権とか権利を守っていくということで取扱いをしていきたいと考えております。これに伴いまして、

国選弁護人の方からの要求につきましては、個別具体的には扱っていきますので、それぞれの事例に応じて対応については我々と所管のほうで考えて行っていくということは進めていくつもりでございます。

1ページおめくりいただきますと、103ページにルールの変更ということで記載させていただいております。こちらの現状のところは先ほどの手引きの30ページをお開きいただければと思います。外部提供の制限というところに解釈を記載しております。その2番目のところに、本人の同意があるときには外部提供が認められるということでございます。

その下に追記としまして、読み上げさせていただきますが、「ただし、国選弁護人から、逮捕・拘留されている被疑者の権利利益を保護する目的で情報提供の求めがある場合で、当該被疑者が精神疾患、認知症その他これに類する状態にあることにより、当該被疑者が個人情報の外部提供に同意することが困難である場合は、国選弁護人の活動の趣旨に鑑み、本人同意があったものとして取り扱う。上記の例外的に本人同意があったものと取り扱う場合であっても、国選弁護人に情報提供する内容が、本人にとって真に有益な情報であるか、実施機関の適正な業務遂行に支障を及ぼす恐れがないかなど、慎重に検討を行い情報提供すること」という形の解釈を加えさせていただくというようなことについてのご意見を頂きたいということで諮問させていただきます。

私から概要についてご説明させていただきました。審議のほどよろしく願いいたします。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何かご質問等ありましたらお願いいたします。

○水町委員 私はあまり刑事弁護はやったことがないので経験が少ないので、弁護士会照会もあまりやっていないので、どれくらい時間がかかるかというのは分からないのですけれども、個人情報の世界で言いますと、同意があるときというのは、やはり同意があるときを言うと考えられますので、国選弁護人であっても、本人が同意していないのに本人の同意があるとみなすというのは、ちょっと同意の解釈として難しいようにも感じています。

本当に弁護士会照会に時間がかかって、これは権利擁護に必要ということであれば、区として情報提供されるということは非常に有意義なことで、これは多分病院とかにも——通院していないんですかね。通院している場合は病院とかにも弁護士が行くとは思うのですけれども、なかなか出してくれない病院とかもあると聞いておりますので、区としてやれることをやっていただけるということはすごくいいことだとは思うのですけれども、文理解釈としてなかなか「同意があるとき」というものを……。

例えば、本人が拒否している場合というのも弁護活動の中だとあり得ると思うんです。その際に、本人が拒否しているときに弁護活動としてどこまでやるかというのはまた弁護士の職務上の義務の問題なので、それはちょっと区とは関係ないと思うのですけれども、仮にご本人が、私は病気ではないので区に問い合わせるのはやめてくださいと拒否している場合で国選弁護人から依頼があるということもケースとしてなくはないと。そういった場合に本人の同意があるとみなすというのは、やっぱり明示的な拒否があるかどうかとか、ご本人が拒否していなくても、どっちでもいいという状態なのかとか、いろいろなバリエーションがあると思う

んです。

ですので、真に提供することが必要な場合であるということであれば、19条1項1号の本人同意というよりは、4号の「人の生命、健康又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」か、5号の「審議会が公益上特に必要があると認めるとき」のほうの解釈論としてはスマートのように思います。

ただ、4号の、生命、健康、財産の安全を守るためという根拠条項でいこうとするとちょっと問題がありまして、逮捕・拘留されている被疑者の権利利益の保護というのが、被疑者の生命、健康、財産の安全を守ると言えるかという問題があるので、多分同意で構成されたのだと思うんです。この点、法律の場合は身体が入っていたんですかね。健康じゃなくて、例えば生命、身体、財産の安全を守るためとかになっていると、いわゆる人身の自由で不当に拘束されない、逮捕されないというのが入ってくるのですけれども、健康だと、うーんというところ。生命、健康、財産で不当拘束というのが入るのかというのは、ちょっと文理解釈としては難しい部分もあるとは思うのですけれども。

1号の同意をみなすよりは、まだ4号の生命、健康のほうがいいような気もしますが、ちょっと4号にも難点があるので、できれば5号の「審議会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めるとき」にしたほうが条例の文言との整合性というのが保てるのではないかと思います。

意見に近い形なのであれですけれども、私からは以上です。

○山根区政情報課長 ご意見ありがとうございます。我々も、条例のどの部分を活用して、基本的な情報提供という形にもなるのですが、ただ、あまりにセンシティブな状況

だったり、レアケースといえばレアケースの状況で、逮捕・拘留されて同意されていないという場合というのがどれだけあるのかというのは、正直そんなに年間でも多い件数で発生しているというものではありません。これだけの人口がいる自治体でもないとは思いますが、ただ、こういうシチュエーションが実際に出てきましたので、その場合にどういう取扱いをしていくべきかと考えております。

審議会に、確かに一回ごとに条件が違いますので諮っていくというのが本来の筋だというのはよく分かっているところではございますが、開催のスケジュール等もありますので、緊急でその案件で上げていくというのはちょっと難しいかなと思っておりまして、このようなルールのところで慎重には扱うということで、今、先生からお話がありました、個別に、本人がどういうことで拒否されているのかということも具体的には違ってくるのだと分かっているところではございます。

本人がどうしても弁護士の方と同意をしても、ご説明してもだめだというような話になってきて、それが精神疾患とか認知症とかそういうことから来るものではなくて、本人の意思としてそういうことが考えられるという場合には、やはり同意が取れているという状況ではなく、弁護士会の照会のルートで行っていくということで実施するということにはなろうかとは思っております。時間がかかってでもそういう手続を踏むべきなのではないかと思っております。

また、直近のところでは審議会が開催される場合にはもちろん皆さん方にもお諮りして、こういう状況がございますということについてもお諮りしたいと思っておりますが、何分にもこういうタイミングというのは突然に起

こってくるものですので、あらかじめ準備をしておいたほうがよいのではないかと、この国選弁護人の方からのご意見もございましたので、このような形で上げさせていただいております。

先生からのお話の部分については、我々としても検討はさせていただいたところではございます。

○水町委員 毎回事前に審議会の意見を聞いてとやっていると、それこそ弁護士会照会のほうが早いのではないかとおもいますので、個別事例をよく検討した上でという条件付きで、審議会でも典型的に条件を厳格につけた上で、こういう場合は「公益上特に必要があると認めるとき」に当たるとして、毎回の事前諮問はなしという形での情報提供はいかがなのでしょうか。

○ぬかが委員 私も今、水町委員のお話を聞いて、本当にそうだなと思っていて、この(5)の項目は一括承認基準とかということで、この審議会でも確認していれば、レアケース、こういうケースについては審議会を経ないで承認しますよというものがあるじゃないですか。だから、無理やり本人同意に入れるのではなくて、(5)のところでも一括承認基準で、今言った、まさに限られたこういうケースの場合は承認するということを確認しておけばいいんじゃないかと思うのですけれども。

○山根区政情報課長 今、手引きの31ページにもあります、外部提供に係る一括承認基準の部分のところに記載していくというような形も我々としては検討させていただきました。こちらの承認基準を審議会にお諮りさせていただきまして、このようなシチュエーションのときには事前にもうご了解いただいたということで取り扱うということなのですけれども、ただ、状況が個別具体的

過ぎてしまっている、基準でもそうなのですから、ルールでもそうなのですが、個別具体的に過ぎているところもあるので、今回、一回、基準としてでは少し似つかわしくないのかなということで、見送ったような形がございました。

ただ、今、ぬかが委員からもお話がありましたように、類型化された基準として設けるということが適当ではないかというご意見も踏まえまして、我々としても再度検討はさせていただければと思います。ありがとうございます。

○川合会長 その他ご意見ありますでしょうか。

○上委員 上でございます。こういう措置というのはご本人の公正な裁判を受けるために必要なことだということで、私はこれで結構だと思います。

簡単な法令上のテクニカルな話で、ひょっとして検討されているのかもしれませんが、2点あるのですが、いわゆる法令に基づいた開示請求という形で、先ほど 31 ページのところにあったような形でもいいのではないかなと思います。ちなみに、行政機関向けのガイドラインでは、一応、弁護士法による請求も法令に基づくものでオーケーとなっているので、いいと思います。

2点目が、そもそもこの事案で見ると、外部提供ではなくて、代理人による本人の開示請求ではないのかなと、これは私の意見ですけども、思うのです。そうすると、本人の開示請求というのは基本的には公開、こういうときはだめよというデフォルトが公開になっているので、そういった意味で、こういった方々の権利を守るという趣旨にも反していないのではないかなと思うのです。以下、こういったテクニック上の話もあるとは思いますが、そう

いう考え方はあるのではないかなということでした。

○岩田情報公開担当係長 情報公開担当、岩田です。ご意見ありがとうございます。

情報公開の制度もございまして、本人が情報開示請求をしてくだされれば、資料を渡す。今回は弁護士なので代理人ではないかという考え方もできるのですが、情報公開の手続も条例で定められているのですが、本人の身分証明書が必要になってくる手続でして、逮捕・勾留していると本人の身分証明書が取れないという、そういった事情もございます。ですので、今回は開示請求という手段ではなくて、外部提供というようなことで考えていくというふうに整理いたしました。

○山根区政情報課長 あともう1点、先ほどお話がありました 31 ページの①の外部提供のところ、法令に基づいてということ、弁護士会の照会も法令に基づいてということで行っております。あとは刑事訴訟法上の法令上での国選弁護人のスタンスというか、選ばれている経緯ということも含めて代理人という考え方、あるいは本人同意が得られているという、国選弁護人が選ばれてついた段階でということなのですが、確かに国選弁護人自体を拒否されている場合とか、いろいろなシチュエーションは確かにあるものですから、同意というのが、本当にそれだけというのは、水町先生がおっしゃっているとおり、非常に苦しいところというのも確かにあるかなと思います。

全員が全員同意を得られているとも思えないところがありますので、安易に解釈だけでやろうということではなくて、所管と区政情報課で2課にまたがってその内容について精査して確認した上で、これは同意を取ろうと思っても取れない状態で、国選弁護人の方がついてその方にお認めしないと難しい

状況という、本当に限定的な状況が認められたときにはご提供するというような形で考えました。

ただ、先ほど、ぬかが委員からもお話がありましたように、もう一度類型化についても区のほうでも整理した上で考えて、どちらかにはしていく必要があるかなと思いますので、一応類型化のほうも我々としても確認はしたのですけれども、それよりは本人同意のほうでいけたらいいのではないかとということで今回は提示させていただきました。どちらかがいいというような形でもないものなので、我々としても判断に迷うところがありましたので、審議会の皆さんのご意見をじかにお聞きしたいということで、今回上げさせていただきます。

○にたない委員 確認なのですけれども、まずそもそもの経緯として、何で弁護士会による手続が必要になったのかというのは、どうということなのですか。

○山根区政情報課長 結果とすると今回のシチュエーションで言うと、弁護士会に照会していただいて、それから出てきたのが2週間くらいかかっているの、その間に逮捕・勾留されているので、逮捕・勾留期間を過ぎてしまってから照会文書が来るような話が現実としてはあったと聞いております。弁護士会自体でどのような形があったのか我々も存じ上げていないのですけれども、かなり量があったりとかということで、ある程度の時間がかかるような形というのは会によってはあると伺っておりますので、今回、所属されている弁護士の方からもそのようなお話があったものですから、情報提供とか、別の方法がないのかということでお問合せがあったということです。

○にたない委員 それは分かるのですけれども、何でそもそも弁護士会を通じてという

ふうになったのか。

○山根区政情報課長 それは、弁護士法にそういう規定がありますので。法令でそういうふうに定めがあります。

○にたない委員 10日間とか時間がかかっているということは、単純に参照作業だけで10日間とか2週間たっているのか、それとも弁護士会のほうで何か作業があって、違う情報を参照したりとかというのがあったりとか、手続上何かされていることというのはあるんですかね。弁護士会のほうに依頼をかけます、それで弁護士会から足立区に来るだけの話で単純に10日たっているのか、それとも弁護士会のほうでもんだりとかしているのかということはどうなのですか。そこだけ確認したいなど。

○山根区政情報課長 具体的には我々も、弁護士会のほうでどういうふうな手順が今回の案件について行われたかについては明確に我々も分かっているわけではございません。

○にたない委員 そこを明確にしないと、勝手に変えるのはちょっとまずくないですかというのが正直……。

○山根区政情報課長 多分状況としては会ごとでも違うと思いますし、そこは我々のほうとしてもわかりかねます。

○にたない委員 それは一度確認したほうがいいのではないかなというのが正直あるのですけれども。そこは確認が困難なんですかね。もし確認できるのであれば、ぜひ事前に確認しておくべき……。

○水町委員 弁護士会照会の会の実務を私は担当したことがないのですが、一般論で申し上げますと、弁護士会照会というのは弁護士個人が照会するわけではなくて、会として弁護士業務上必要な、妥当な照会であるということをしきりと精査した上で、会として照

会を正式にかけるという手続になりますので、そこを例えば数時間でやれと言われても、それは現実的には不可能だと思います。会としての判断が入ってきますので。そこが10日ということであれば、弁護士の感覚からすると、そんなにかかっていないかなど。そこは実務感覚なのであれですけども。いっぱい来るわけですよ。弁護士会からしか基本的には正式照会を出せないということなので。多数来ますので、会としてという、決裁とかもありますから、それを1日でやってくださいとかということではできないということだと思います。

○にたない委員 つまり、弁護士会としても精査していることがある上で、それを今回のやつは、もう足立区のほうでその部分をこっちのほうで精査しちゃうということですよ。だから、せっかく弁護士会のほうで10日とか2週間とかで精査してもらえたら、変える必要というのが正直分らないし。弁護士会でいっぱい案件を抱えているということは、いっぱい経験があるということですよ。その中で足立区に来るといのは不慣れな部分もあって、あまり経験値がない中でそこを精査していいのかというところがすごく懸念として出てきてしまうのではないかなどは思うのですけれども、そこについてはどうお考えなのか。

○山根区政情報課長 今の一般論としての話であればそういうふうなことは懸念できると思うのですが、多分こういう案件というのは、家族状況ですとか本人の状況ですとか、それから保健所とか、そういうところが関わっているのかどうかということが個別具体的には違うと思います。それについて、実施機関ですとか、持っている情報があるなしとか、いろいろなことがありますので、現場としての対応とすると、そこで判断をした上

でということはあるかと思うのですが、法令だけではなくて、現場として情報を出すときに、1か所のセンターだけで決めるのではなくて、状況について把握して、区としてはどうしてもこれは出す必要があるなということになるときに、我々区政情報課と現課のほうでその内容についてしっかり確認した上で出すということが、時間がかかってくるところに対しては対抗できるのではないかというふうには考えていた次第です。

ただ、先ほどお話があったように、法令に基づいてだけという形でやるのが適当なのかどうかということもありますので、今回、一括承認基準ですとか、類型で事前に審議会のほうにお諮りして、この内容だったら出しても大丈夫かなということになればそういうふうな形のはと思いますが、いずれにしても、区のほうが判断していくということはやっていかなければいけないことかなというふうには思います。

○川合会長 これは急ぎますか。

○山根区政情報課長 特に。今目の前でというか、既に解決はしている案件ではありますので、そういうことではありませんが、基本的には、今ご意見をいろいろ頂戴いたしましたので、それを基にして我々としては再度考えたいと思いますので、またご報告を次回以降にもさせていただければと思っております。

○川合会長 継続審議でよいという。

○山根区政情報課長 はい。継続でお願いいたします。

○川合会長 その他、この機会にもしご意見がある方がいらっしゃいましたら。よろしいですかね。

いずれも重要なご指摘があったかと思っておりますので、ここまでのやり取りを踏まえまして継続審議ということで、また次回以降、皆

様にご審議をお願いすることもあろうかと思っておりますので、またそのときはよろしく願いいたします。

では、本件については継続審議ということによろしいでしょうか。

では、特にご異議ないということですので、本件については継続審議とさせていただきますと思います。

ありがとうございます。

(10) 報告事項

納付案内センター業務におけるSMS送信に関する周知について

○川合会長 では、ここからは報告事項になります。

まず、報告事項1点目になります。資料の104ページになります。「納付案内センター業務におけるSMS送信に関する周知について」でございます。

所管課よりご説明をお願いいたします。

○坂入特別収納対策課長 特別収納対策課長の坂入でございます。

隣におりますのが納付促進担当の高田でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

前回の個人情報保護審議会におきまして、「納付案内センター業務委託におけるSMS送信の導入について」ということで諮問をさせていただきました。その中で、委員からのご意見に対しまして、当方の確認不足がございましてご回答ができず、大変申し訳ございませんでした。委員からのご意見に対する結果をご報告させていただきたいと思っております。

その前に、簡単に業務内容をご説明させていただきますと、足立区納付案内センターというのは平成25年から業務委託により開設しております。電話や訪問による納付勧奨を

行っているところでございます。これは、納期限を経過した後の対象者と早期に接触することで、例えばうっかり滞納を防止して収納率の向上を図っているものでございます。しかし、電話や訪問による納付勧奨では接触率が20%程度ということでございまして、さらに接触率を増加させるために、SMS送信による納付勧奨の導入を行うこととしたものでございます。

その中で、SMS送信は電話番号を用いるが、対象者から電話番号を収集することはSMS送信で使用することを目的としているのか、何という文言で電話番号を収集しているのかというご意見がございました。

確認いたしました結果、電話番号の収集は、税とか国民健康保険などに係る各申請の際、区から連絡が必要となった場合の連絡先として申請書等の電話番号欄に記載していただくことで同意を取っております。申請者に連絡することを目的としておりまして、「電話で連絡する」に限定しているわけではございません。音声電話と同じ情報源を使うSMSは連絡手段の一つに含まれていると認識しております。

次に、いきなりSMS、ショート・メッセージ・サービスが来ると、公的機関になりすました詐欺メールと思われるのではないかと、ホームページのほかにも何か周知すべきではないかというご意見を頂きました。確かになりすましによる詐欺の対策というのは重要と認識しております。そこで、区のホームページには当然、納付案内センターの事業説明のほか、発信番号、詐欺の注意喚起などについて周知をさせていただくほか、前回、委員からご提案のありました、区が発送する督促状に同封する通知文についても発信番号とSMS送信による案内を行うことについて記載をし、直接メッセージが届く対象者へ

の周知に努めていきたいと考えております。これは、納付案内センターでは督促状を出した後に電話で催告・勧奨をして、電話でもつながらない場合にSMS送信をすぐにやっ
ていこうという考え方からでございます。

さらに、送信するメッセージに一度電話をした事実を記載することで、詐欺ではないとか、信憑性を高めていきたいと考えております。例えば、資料でございますように、「足立区納付案内センターです。何月何日に〇〇の件でお電話しましたがつながらず、送信させていただきました。お手数ですが**
****-****までご連絡ください」というような文面にして信憑性を高めていきたいというふうに考えております。

いずれにしましても、SMSの活用に当たりますでは、個人情報保護について十分注意をし、適切に対応していきたいと考えております。

私からの報告は以上となります。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご報告につきまして、いかがでしょうか。——特にございませんでしょうか。

ありがとうございます。特にご意見等ないということですので、ただいまの報告についてご了承いただけますでしょうか。

ありがとうございます。では、こちらの報告について了承ということとしたいと思います。

ありがとうございました。

令和3年度の運用状況の報告について

○川合会長 では、次の報告事項に移りたいと思います。資料の111ページになります。「令和3年度の運用状況の報告について」でございます。

所管課よりご説明をお願いいたします。

○山根区政情報課長 区政情報課の山根で

ございます。よろしくお願いたします。お時間が迫っているところで申し訳ございません。

111ページをお開きいただければと思います。情報公開と個人情報等の令和3年度の運用状況についてご報告させていただくものでございます。

111ページが情報公開制度の運用状況でございます。昨年度、令和3年度につきましては、情報公開が、請求が646件という形で、令和2年度に比べまして200件余の増ということで、情報公開の案件が多かったということでございます。

続きまして、180ページをお開きいただければと思います。個人情報保護制度の運用状況でございます。こちらにつきましても請求件数のところの合計をご覧いただければと思いますが、356件ということで、前年とほぼ同数のところで公開をしているようなところで

それから、ほかの資料の項目につきましてはご覧いただければと思います。

それから、差替えをさせていただきました182ページにつきましては、申し訳ございません、不服申立ての状況になりますけれども、こちらの諮問番号等の記載が違っておりましたので、こちらを修正したものを提出させていただいています。よろしくお願いたします。

それから、202ページをお開きいただければと思います。こちらは保有特定個人情報ということで、マイナンバーに関しての個人情報の条例を別途設けておりますが、そちらの公開の状況でございます。11件という形で202ページに記載をさせていただいております。こちらは住民税の申告書等の公開ということで11件がございました。

それから、205ページをお開きいただければ

ばと思います。こちらは4番目ですが、当審議会の承認状況を一覧でまとめさせていただいております。こちらにつきましても昨年度かなり案件が多くございましたので、こちらの項目を出させていただいているものです。

私からは以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご報告につきまして、いかがでしょうか。——特にご意見等ないですかね。

特にご意見等ないということでしたら、ただいまのご報告についてご了承いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

特定個人情報保護評価書について

○川合会長 では、引き続きまして報告事項3点目になります。資料の211ページになります。「特定個人情報保護評価書について」でございます。

引き続き、所管課よりご説明をお願いいたします。

○山根区政情報課長 区政情報課になります。

資料ですけれども、211ページをお開きいただければと思います。追加の資料のほうもつけさせていただきました。つづれなくて申し訳ありません。

今回、先ほどの特定個人情報ということで、マイナンバーで扱った個人情報についての再点検ということがございました。こちらは新型コロナウイルスワクチンの予防接種事務について、マイナンバーを使っている関係上、この内容について再度点検を全部するというものでございます。

主な変更箇所としましては、4番目に記載しました特定個人情報ファイルの概要ということで、こちらについて変更を所管のほう

ですのような形になりましたので、この内容について項目のところを修正しまして、これについては小委員会のほうでも検討して確認をさせていただいて、こちらの内容で大丈夫だという言葉頂きましたので、公表させていただいたものです。こちらについても審議会のほうにご報告をさせていただくような形でございます。

私からは以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご報告につきまして、いかがでしょうか。

特にご意見等ないということでしたら、ただいまのご報告についてご了承いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

足立区情報公開・個人情報保護審議会小委員会による最終報告

<審議会意見>

実施機関においては、本審議会の存在意義を十分に認識し、本答申に至る審議での質疑応答の内容をも鑑みて、本答申を最大限に尊重して事務事業を遂行していただきたい。

○川合会長 では、次の報告事項に移りたいと思います。もう一つのつづりのほうになるかと思えます。次の報告事項は、【改正法関連資料】と記されておりますもう一つのほうのつづりになります。そちらの資料の1ページになります。「足立区情報公開・個人情報保護審議会小委員会による最終報告」についてでございます。

所管課及び小委員会会長の水町委員よりご説明を頂戴したいと思います。

○山根区政情報課長 私のほうからは概要をまず説明させていただきます。

改正法の施行が来年度の4月に行われる予定でございます。こちらについて、足立区における個人情報保護制度のあり方という

ことで小委員会を設置させていただき、3月には中間報告を行っていただきました。

このたび、最終報告を小委員会のほうでまとめていただきましたので、最終のご報告とご説明を、小委員会の会長を務めていただきました水町委員からしていただくような形と存じますので、水町先生、よろしく願いいたします。

○水町委員 では、ご報告させていただきます。

ご案内のとおりだとは思いますが、別冊のほうの6ページをご覧くださいますと分かりやすいかなと思います。今まで個人情報の保護といいますと個人情報保護法というのが有名な法律でしたが、個人情報保護法は基本的には民間事業者に対する義務が規定されている法律でして、行政機関には行政機関個人情報保護法、独立行政法人等には独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体等については、それぞれが独自に定める個人情報保護条例というのが適用されてきました。

ただ、そうしますと、国の法律ができる前から地方公共団体等においては個人情報保護条例を制定してきたりですとか、あとは個人情報保護の審議会を開催してきたりですとか、かなり個人情報保護に手厚く取り組んできた実績があるのですけれども、昨今、審議会の議題なんかでも結構、国のコロナ対策でこれをやります、こういうシステムにしますとか、データ活用というのを結構国のほうで重視する、DXを重視しているという流れがある中で、国や独法、自治体、民間、それぞれ別々の法律が適用されてしまうと、個人情報の一体的な保護であるとかデータ利活用、保護を最終目的とした上での、個人情報が保護された上でのデータ利活用というののもちょっと支障が出るのではないかな等々と

いった意見がございまして、例えば一番分かりやすい例で言うと、病院は、民間病院は個人情報保護法ですけれども、国立病院は独立行政法人等個人情報保護法、市立病院であるとか県立病院については個人情報保護条例というふうに、同じ患者さんのカルテ情報についても別の法律がそれぞれ適用になることで、問題があるのではないかとといったような議論がありまして、全て個人情報保護法に統一されるという法改正がなされました。地方公共団体については、令和5年春から個人情報保護法のルールにのっとった個人情報保護というのをやっていくことに法律上なっております。

2ページ目に戻っていただければと思うのですけれども、そうしますと、個人情報保護条例のルールではなく、個人情報保護法のルールにのっとって自治体は個人情報を保護しようということになりますので、では条例をどうするかという問題が出てまいります。

また、審議会についても国のほうより、審議会への類型的な事前諮問というのは認められないといったような、そういう指示も出ている中で、では個人情報保護を図りながらどのような形を来年度以降できるかというのを区と小委員会のほうで検討いたしました。

私はほかの自治体でも審議会委員を務めておりますが、自治体においても様々、どうしたらいい、どうしたらあるべき個人情報保護ができるかというのは悩んでいるところではあるのですけれども、足立区としては、2ページ目の3(1)、一番下のほうにあります「審議会の役割について」にあるとおり、審議会は非常に重要な組織であるので、来年度以降も存置する、存続する。ただ、国のほうより、事前諮問というのができないという

ことを示されている関係上、事前諮問というのが難しい。そうすると、今まで審議会に事前諮問して個人情報保護を図ってきた部分をどうすべきかという議論になりまして、区として内部委員会を要綱に基づいて設けまして、内部委員会のほうに区の職員の方以外の外部者も複数名加えて、そこで事前の確認・評価をするという形を小委員会としてはご報告を受けて、それがいいんじゃないですかという結論になりました。

私の知る限り、こういう対応をする自治体は結構珍しくて、内部組織にきちんと外部者を複数名加えて事前の確認・評価をするということは、今の審議会の事前諮問ほど外部者が10何人もいるわけではないかもしれませんが、ここまでやるという自治体は珍しいかなと思います。ですので、これは非常に私としては評価できる取組だなと思っておりまして、要は、法律に基づくと、事前のチェックというのは外部の人はしませんということになっちゃうんですね。それを、国が示している文書に整合しつつも、実態的には外部者も加わって事前にチェックするという形態を維持するということになっています。また、区の内部組織だけではなく審議会も存置ですので、事前諮問というのはなくなりますけれども、審議会ですら個人情報保護に対するご意見を頂くことが可能になっております。

あと、細かい論点として、3ページの(2)要配慮個人情報とか、開示請求の決定期限とか、(4)個人情報ファイル簿、(5)特定個人情報保護条例、マイナンバー関係ですね、そういうことは時間の関係上割愛させていただきまして、4ページ目の(6)についてお話ししたいと思います。

今お話ししたとおり、内部組織ではありますけれども外部者を複数名入れて事前

チェックをするということですが、やはり今までの審議会諮問とはちょっと形が違います。改正法によって自治体側、国側の裁量というのは結構幅が広がりかねないという懸念もありますので、その辺について常に意識して今まで以上に理解を深めていただくとか、研修を充実させるとか、定期的に確認できる仕組みを構築することが望ましいという意見であります。

一旦、私からは以上とさせていただきますと思います。

○川合会長 ありがとうございます。

山根課長、岩田係長、何かありますか。

○山根区政情報課長 今回の先生のご発言で大丈夫だと思います。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいま、小委員会会長の水町委員よりご報告を頂戴したところでございます。この報告につきまして、いかがでしょうか。

○ぬかが委員 今回の個人情報保護法の改正のことでは本当に全国の自治体関係者からも、2,000自治体の個人情報保護条例をリセットされる、審議会そのものがなくなるかどうかみたいな、姿形も変えてしまうという点では、小委員会の先生方がこういう形で個人情報保護をいかに前向きに進めていくかという、全体としては本当にありがたいな、よかったなと思っているのです。

ただ、若干確認させていただきたいと思っているのは、足立の場合は、結局、国の仕組みにはない独自の規制というのが個人情報保護条例によって進められて、それによってかなりシビアに見ていった項目が多くあったと思うんですね。例えば機微情報の取得制限に関する規定とか、それからオンライン結合に関して個人情報保護審議会の関与を得る、こういうものはもともと国の仕組みにはないものだったのでありますけれども、その辺など

については、ここにはないのですけれども、どうなっていくと、事務局でもいいのですけれども、どうしようということで最終報告ということなのでしょう。

○水町委員 おっしゃるとおり、確かに機微情報の収集制限とか電算処理ですとかオンライン結合、この辺りは国の法律にはないんですよ。だから、そういったことも含めて、やはり改正法のほうが条例よりも緩やかな個人情報保護なのではないかなというのはかなり前より指摘されていることは事実です。ただ、国のほうでデジタル庁をつくる法律、その整備法の中で、要はDXのための法律の中で個人情報保護法も改正みたいな形もございましたので、要は電算組織への記録とかオンライン結合とか、ああいったものを事前諮問しないでくださいというようなアウンスメントがあるんですね。

現にコロナとかでも結局、HER-SYS と結合とかと急いでやらなきゃいけないときに、全国的に自治体ごとに規制が違ってくるとどうなんだというような、そういう流れの中で、なかなか自治体として、機微情報の収集制限を残しますとか、オンライン結合を残しますということは、自治体としては難しいというか、できない状況なのかなというところですね。

ただ、これまでの審議会の答申で得たような知見を生かしながら区の内部組織のほうで、もちろん必要以上の情報を取得してはいけない、業務上必要がない情報、機微情報は特にそうですし、機微情報でなくてもそれは収集してはいけないし、また、電算組織への記録であるとかオンライン結合であるときにセキュリティ対策というのはもちろん十分にやらなければいけないということで、区内部組織のほうでそちらの事前チェックというのを、これまでの審議会答申をきちんと

生かした形でやっていくことが適切かなというふうには思います。

○ぬかが委員 今回の法改正、保護から活用へと世の中的には言われていて、まさにそういう流れなんだろうというふうには思っているのですけれども、実は議会の総務委員会の中でついこの間報告があったので、私、副区長だったのだけれども見解をお伺いすることがあって、非常に懸念する点が多いと。個人情報保護の点と、ここは個人情報保護の審議会なので、自治権という点でも非常に懸念する点があるんじゃないかということをお願いしたら、まさしく区長もそれを一番懸念しているということその場で副区長も言われている中で、これは意見、要望ですけれども、総論の中で下の3行ですね、今までの保護対策に加えて、区独自のルールを充実させることにより、保護対策を万全のものとして区民の信頼に応えるものとすべきであると、これはそのとおりでけれども、今の水町先生のお話を聞いていない方がこれだけを見ると、要は個人情報保護審議会が形も変えるし、非常に区側からしても懸念するような点があって、こういう問題点として自治体では捉えているという部分が見えないので、そういう部分は明確に出していただきたいと思っております。

つまり、この審議会をどうするかでは、でき得る最善のことを考えてくださったと思うのですけれども、やはりこれがどうなのかと非常に懸念する点があるんだということを自治体からきちんと出していくということが必要だと思っておりますので、要望ですけれども、私はそういう意見を持っています。よろしくお祈りします。

○山根区政情報課長 今後、区としても、審議会としての答申文を区に頂きまして、区の方向性、方針ということでご説明を区民の

方々に向けても行っていくような予定でございます。もちろん議会にもそのご報告をするという中で、区としてのスタンスという考えの中でも検討して反映させていくような形を取っていきたいと思います。ご意見としては、非常に重要なことだと考えております。○ぬかが委員 今日小委員会の最終報告を頂いたという認識でよろしいということですね。これを審議会として答申しましたとか、そういうことではないということでしょうか。

○山根区政情報課長 今、水町先生からご説明していただいた最初の2ページ目のところには小委員会から審議会への最終報告としてでありますけれども、その後、113ページからのところで、この文案を審議会から区への答申文ということで、事務局のほうと、それから小委員会からの結論ということをもとめさせてもらったという形でございます。審議会から区への答申としては、先ほど委員から指摘がございました総論の下から2行目のところですが、そちらについては小委員会の報告と同様の形では記載しております。ただ、これを区として頂いた後に、区としての方向性、考え方ということで、今、委員からお話がありましたようなことも加味して我々としては方向性をつくっていきたいと思っております。もちろん審議会のあり方というものを踏まえた区の方針を立てていきたいと考えております。

○ぬかが委員 これでいきますと、今日答申をするということですね、この文章を見ますと。だとしたら、ほかの審議会でもそういうことは多々あるのですけれども、この審議会の役割や個々のどうしてこうかというのは本当に最善の策だと思っておりますが、やはりそういう懸念の声があったということも付け添えて答申はしていただきたいという

ふうに思います。よろしく申し上げます。

○川合会長 ありがとうございます。

先ほど水町委員からご説明いただきましたことも踏まえまして、まず小委員会からの報告につきましてはご了承いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

(11) 継続審議事項

[諮問第432号] 改正個人情報保護法施行に伴う区条例等の整備

○川合会長 では、ちょっと通例と異なる手続ですが、諮問事項とさせていただきます。先ほども一部言及がありました改正法関連資料の113ページ、諮問第432号「改正個人情報保護法施行に伴う区条例等の整備」についてでございます。

所管課からご説明をお願いいたします。

○山根区政情報課長 引き続きまして、113ページでございます。先ほどもご説明させていただきましたが、小委員会からの最終報告案を基にしまして審議会の答申案という形を作成させていただきました。主に変わるところというのは、審議会からこのような形の小委員会の検討した内容についてを区長に対して答申という形の文案を作らせていただいたところです。

先ほどのぬかが委員からのご意見のところについても、今後扱いとしてどのような形にするのがよろしいのかについてもご議論いただければというふうに思います。よろしくをお願いいたします。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問等ありますでしょうか。

○ぬかが委員 もう1点だけ。いわゆる活用のほうの、かなり匿名加工情報の活用みたいな部分がうたわれていますよね。その辺につ

いてもう少し教えていただけますか。

○山根区政情報課長 では、私のほうから。匿名加工情報等、それから仮名加工情報等の利活用のところに関してのことについては、今回の答申の中では特には触れているところではございません。準備等については個人情報ファイル簿について整理をしていくというのがまずは第一だと考えております。その後、利活用のところの、次のステージというところの段階では、またどのような形の運用をしていくのかということも含めて審議会にもご報告させていただくようなことは行っていきたいと考えております。重要な点だということについての認識は持っておりますので、そのように今後図っていききたいと考えております。

○ぬかが委員 ありがとうございます。やはりその活用ということの概念がデジタル技術の進展に伴って変わっていくということと、あと、行政機関の匿名加工情報が今度の改正法では提案型でいくということになっているので、そうなることと際限なく広がりを持ってしまって、結果的に保護がないがしろになるということが世の中の的にはやはり自治体関係者で懸念されているのですが、ぜひそこも配慮した上で対応をしていただきたいというふうに思っています。

先ほど申し上げたとおり、諮問事項について答申をするということについては、そもそもこの審議会ではどうしようもない部分であるのは分かっているのですけれども、やはりそういう懸念の声があったということではぜひ申し添えをしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○川合会長 ありがとうございます。

その他ご意見等ございませんでしょうか。

特にその他ご意見ないということでしたら、ここまでのぬかが委員のご意見、ご指摘

も踏まえまして、本件については了承することによってよろしいでしょうか。

ありがとうございます。特にご異議ないということですので、そのように了承することとしたいと思います。

ありがとうございます。

(12) 閉 会

○川合会長 これでは本日予定の案件は全て終了となります。委員の皆様におかれましては、すみません、12時を回ってしまいました。長時間にわたりましてご審議にご尽力いただきまして、ありがとうございます。

それでは、事務局より連絡事項等ありましたらお願いいたします。

○山根区政情報課長 皆様、長時間にわたり申し訳ございません。ありがとうございます。

最後に数点ございます。

駐車場をご利用の皆様については、出口のところで駐車券を受け取っていただければと存じます。

それから、本日、区議会議員の皆様方を除く皆様に口座振替依頼書をお持ちいただくということでおりましたので、まだご提出されていない方については、櫻井が出口のほうにおりますので、お渡し願います。

それから、次回の審議会の開催でございますが、10月17日(月)14時半から開催ということで、また後ほどご案内はさせていただきますが、皆さんご多忙だと思いますので、事前にご予定を入れていただければ助かりますので、よろしく願います。

連絡事項としましては以上でございます。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○川合会長 では、その他連絡事項等ないということですので、本日の審議会はこ

れにて閉会とさせていただきたく思います。
本日もご協力いただきまして、誠にありがと
うございます。